

持続可能な開発目標 (SDGs) におけるジェンダー視点の主流化に
関する研究：日本と諸外国の自発的国家レビューの比較

公益財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム
2017/18 年度客員研究員 織田由紀子

要 約

本研究の目的は、2015年国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2030アジェンダ)および持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の実施に当たり、ジェンダー視点をどのように統合しているかを明らかにし、日本における2030アジェンダの実践を通じて、ジェンダー平等を達成するための手がかりを探ることにある。

2030アジェンダは、「誰一人取り残さない」を理念とする国際的な約束文書で、SDGsはその一部であるが、中核を成している。SDGsは、経済、社会、環境分野にまたがる17の目標とその下にある169のターゲット、進捗を測るための244の指標で構成されている。

ジェンダー平等と女性および女性のエンパワーメントは、2030アジェンダ達成の前提条件であり、ジェンダー視点の主流化はSDGsを実現するための手段と位置づけられている。日本は、2018年の世界経済フォーラムの「グローバル・ジェンダー格差指数」(GGGI)の順位が世界149カ国中110位と低位にあることが示しているように、ジェンダー格差が大きい。2030アジェンダの実施は、日本におけるジェンダー不平等を是正するための好機であるとともに、ジェンダー平等を推進することこそが、日本における2030アジェンダの実施を意味する。

本研究は、SDGsの実施のレビューメカニズムである「国連ハイレベル政治フォーラム」(United Nations High-level Political Forum on Sustainable Development: HLPF)に、2017年に提出、報告された計43カ国の自発的國家レビュー(Voluntary National Review: VNR)のうち、日本を含む経済協力開発機構 開発援助委員会(OECD・DAC)加盟7カ国とアジア地域の6カ国の計13のVNRを分析対象としている。

VNRの分析に当たっては、国連による要約を参考に以下の分析軸を設定した。

- ① SDGs実施におけるジェンダー平等の位置づけ
- ② ジェンダー平等の現状、成果、課題
- ③ ジェンダー視点の主流化
- ④ 「誰一人取り残さない」に関するジェンダー視点
- ⑤ 市民社会組織、ステークホルダーの参加とジェンダー視点
- ⑥ 開発協力

分析結果の概要は次のとおりである。

第1に、SDGs実施におけるジェンダー平等の位置づけに関しては、ほとんどのVNRでは、ジェンダー平等をSDGsの実施にあたり中核的に重要と位置づけている。しかし、VNRにおけるジェンダーまたは女性に関する記述は、もっぱらSDGsの目標5ジェンダー平等および女性と少女のエンパワーメントに関する部分に集中しており、ジェンダー平等を中核的として位置付けているとは言えない。

第2に、ジェンダー平等の現状やこれまでの取り組みの成果に関し、主な進展がみられた分野としては、労働参加、教育、健康がVNRで挙げられている。これに対し、今後取り組むべき課題としては、経済分野における賃金・役職におけるジェンダー格差、女性に対する暴力またはジェンダーに基づく暴力(Gender based violence: GBV)、無報酬の家事・育児・

介護労働の再配分が認識されている。いくつかの VNR では、人身取引やインターネットなどの暴力も課題として指摘している。また、健康課題に関しては、母子保健分野に関する記述に集中しており、性と生殖に関する健康という用語を用いている国もあるが、権利は省かれている。

第 3 に、ジェンダー視点の主流化という用語それ自体、必ずしも多くの VNR で言及されてはいない。言及している場合も、SDGs の目標 5 以外の目標において、ジェンダーや女性に言及している VNR は非常に少ない。特に環境にかかわる目標については皆無に近い。ジェンダー視点の主流化の手段としてのジェンダー予算／ジェンダー対応予算については、これを導入している場合でも、必ずしもジェンダー主流化と関係づけられていない。ジェンダー主流化の定義と実施に関してはさらなる研究が必要である。

第 4 に、2030 アジェンダの理念である「誰一人取り残さない」に関して、EU 諸国の VNR では、複合的差別を抱える人びと、障害者、少数民族、低教育層、移民、子どものいるひとり親、性的少数者（LGBTQI の人びと）などのように、取り残される危険のある人びとを特定している。これに対してアジアの VNR では、貧困者、障害者、高齢者、少数民族が挙げられているものの、性別への言及は非常に少ない。

第 5 に、ほとんどの VNR はその作成過程で市民社会組織、ステークホルダーと協議したことに言及、その中で女性グループに言及しているものもあるが、その参加がどのようにジェンダー視点の推進に貢献したかについての明示的な記述はない。

第 6 に、開発協力に関して、日本を含む OECD 諸国は総じてジェンダー平等の推進に積極的である。特に、EU 諸国は教育、経済的エンパワーメントと共に、性と生殖に関する健康と権利（Sexual and Reproductive Health and Rights: SRHR）、GBV、性的権利、LGBTQI の人びとの権利など、人権の推進を前面に出している。他方、アジアの国々は開発協力の供与国としても受け手としても、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントをどう統合しているか、推進にどう影響したかについてはほとんど触れていない。

日本の VNR では社会におけるジェンダー平等の推進についての言及は少なく、もっぱら労働市場における女性の参加、活躍に焦点がおかれている。日本におけるジェンダー平等達成にとっての課題である政策決定への参画や管理職にある女性の少なさ、ジェンダーに基づく暴力、職場における多様なハラスメント、社会に根強い女性に対する差別などについては、具体的な対応策は示されていない。対照的に、国際協力に関しては、科学・技術・数学などの理系（STEM）教育の推進や経済資源へのアクセスなど、より幅広い分野について述べられている。日本は SDGs の取り組みに関し世界の先駆者を目指すとうたっているが、ジェンダー視点から見ると先駆者にはほど遠い。

研究を通じて、各国における SDGs におけるジェンダー視点の主流化に関しては、取り組むべき課題が多いことが明らかになった。他方、各国の好事例が多く紹介されていることは VNR の最大の利点である。今後、日本を含む世界における SDGs の実施を通じて、ジェンダー平等を推進するためには一層野心的な政策と実践が必要であることが明らかになった。

Abstract

Mainstreaming Gender Perspectives in the Sustainable Development Goals (SDGs): A Study on Select 2017 Voluntary National Reviews (VNRs)

This study aims to identify ways for gender perspectives to be integrated into the national implementation process of Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development (2030 Agenda) and the Sustainable Development Goals (SDGs) adopted at the United Nations Summit on Sustainable Development in 2015. The 2030 Agenda regards the realization of gender equality and the empowerment of women and girls as fundamental to achieving the 2030 Agenda and emphasizes the importance of the systematic mainstreaming of gender perspectives.

Japan lags behind the world in terms of gender equality as indicated in the Global Gender Gap Report 2018. In this Report, Japan ranks as low as 110th out of 149 nations according to the Global Gender Gap Index. Thus, promoting gender equality through the implementation of the SDGs is an urgent issue for Japan.

This study references 13 voluntary national reviews (VNRs) submitted to and presented at the High-Level Political Forum (HLPF) held in July 2017. The 13 VNRs include reports from seven Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) member countries and OECD Development Assistance Committee (DAC) countries, including Japan, and six other Asian countries.

The analysis is based on the six analytical frameworks from the Synthesis of Voluntary National Reviews 2017 by the Division for Sustainable Development (DSD), Department of Economic and Social Affairs (DESA) of the UN.

The major findings according to the frameworks are below.

- 1) The majority of VNRs emphasize gender equality and empowerment of women as core principles in promoting the SDGs. However, gender perspectives are only described in relation to Goal 5 of the SDGs on gender equality and empowerment of all women and girls in most of the VNRs. This suggests that despite the statements, gender equality is not actually positioned at the core of actions.
- 2) Labor participation, education and health are often mentioned as areas in which progress is observed. Gender pay gaps, gender disparity in decision-making and leadership positions, violence against women or gender-based violence and the recognition and redistribution of unpaid care work are issues commonly stated as challenges. Some VNRs point to human trafficking and online violence against women and girls as emerging issues in the new era of digital economies. When discussing health issues, statements in the VNRs tend to concentrate on maternal health. Some VNRs use the language of sexual and reproductive health without mentioning rights.

- 3) Although the 2030 Agenda highlights gender mainstreaming as crucial to implementation, this language is not present in many VNRs. In addition, only a few VNRs include gender aspects in goals other than Goal 5 on gender equality and empowerment of women and girls. Gender perspectives are barely mentioned in environmental goals, which leaves the impression that they are the least mainstreamed in this area. Gender responsive budgeting, which is often used as a tool for gender mainstreaming, has been introduced in several countries, but the VNRs reveal that the gender responsive budgeting is not always understood in connection with gender mainstreaming. Further studies are necessary to clarify the definition and methodology of gender mainstreaming.
- 4) “Leaving no one behind” is the motto of the 2030 Agenda. Those who are at risk of being left behind are identified in most VNRs. People with disabilities, ethnic minorities, the less educated, migrants, single women with small children, LGBTQI people, and those with multiple disadvantages are identified in the OECD DAC’s VNRs, with the exception of Japan. The poor, people with disabilities and the elderly are often mentioned in the VNRs of Asian countries, but gender dimension is not expressly stated.
- 5) In terms of stakeholders’ participation, almost all VNRs state that the government consulted with stakeholders in the drafting process and some governments institutionalized consultations with stakeholders, including civil society organizations and women’s groups. However, it is not articulated if their participation contributed to the promotion of gender mainstreaming.
- 6) In the field of development cooperation, most OECD DAC countries, including Japan, emphasize how actively they promote gender equality and women’s rights through development assistance. Some EU countries in particular strongly promote sexual and reproductive health and rights (SRHR) and the rights of LGBTQI people, as well as the prevention of gender-based violence through development assistance. In contrast, Asian countries, both as donors and recipients of development assistance, rarely state the important role of assistance in promoting gender equality and women’s empowerment.

The Japanese VNR narrowly focuses on the integration of women into the labor market rather than promoting gender equality in society as a whole. While no concrete measures to tackle gender inequality at home are mentioned, the VNR expresses the commitments in developing countries through international development cooperation and assistance.

This study revealed the various strategies and policies taken by countries as expressed in the VNRs to promote gender equality and the empowerment of women and girls through the implementation of the 2030 Agenda and SDGs. The good practices introduced in the VNRs in particular are the best source of reference for all countries. It also became clear that more ambitious policies and methods are needed for the effective and efficient mainstreaming of gender perspectives.

目 次

はじめに	1
第1章 2030 アジェンダおよび SDGs	2
第1節 2030 アジェンダおよび SDGs	2
1. 構成と背景	2
2. 実施検証のメカニズム	2
第2章 先行研究・問題設定と分析の枠組み・研究方法	3
第1節 先行研究	3
1. SDGs に関する日本語の文献	3
2. ジェンダー視点からの研究	4
3. VNR に関する分析	5
第2節 問題の設定と分析の枠組み	7
1. 研究の目的	7
2. 分析の対象	7
3. 分析枠組みと研究方法	8
4. 分析の限界	9
第3章 SDGs の特徴とジェンダー	9
第1節 SDGs の特徴	9
1. 誰一人取り残さない	9
2. ユニバーサリティ（普遍性）	9
3. ステークホルダー、市民社会の参加	10
第2節 SDGs におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント	10
1. 2030 アジェンダにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント	10
2. SDG 目標5 ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント	11
3. 目標、ターゲット、指標からみるジェンダー視点の主流化	11
第4章 日本における SDGs の実施	13
第1節 日本における実施メカニズム	13
1. 政府のメカニズム—SDGs 実施推進本部、実施指針、SDGs アクションプラン	13
2. 市民社会組織の参加—SDGs 市民社会ネットワーク	14
第2節 日本における SDGs とジェンダー課題—実施指針における位置づけ	15
第5章 VNR	15
第1節 HLPF 2017 の VNR の概要—量的把握	15
第2節 OECD 7 カ国の VNR	18
1. 日本	18

2.	ベルギー	19
3.	デンマーク	20
4.	イタリア	21
5.	オランダ	22
6.	ポルトガル	23
7.	スウェーデン	24
第3節	アジア6カ国のVNR	26
1.	バングラデシュ	26
2.	インド	27
3.	インドネシア	28
4.	マレーシア	30
5.	ネパール	31
6.	タイ	32
第6章	分析と考察	33
1.	SDGs実施におけるジェンダー平等推進の位置づけ	33
2.	ジェンダー平等の現状、成果、課題	34
3.	ジェンダー視点の主流化	36
4.	「誰一人取り残さない」に関するジェンダー視点	38
5.	ステークホルダー、市民社会組織(CSO)の参加とジェンダー視点	39
6.	開発協力	39
第7章	結論	40
1.	SDGsの実施をジェンダー平等推進の機会とするために	40
2.	日本におけるジェンダー平等を推進するために	41
	あとがき	41
	謝辞	42
	注釈	
	参考文献	
	著者紹介	

はじめに

「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)は、今日世界の人びとが、持続可能な地球環境を保全し、誰一人取り残さない経済のしくみを構築し、包摂的な社会に変えたいという思いを共有していることを示したものである。

災害の頻発、国家、民族、住民の間での対立や排除の姿勢や言動が目立つ今日、世界の国々が危機感を共有し、より良い世界にするために、2015年9月国連総会において2030アジェンダの採択に全会一致で合意したことは意義深いことである。持続可能な開発目標(SDGs)は2030アジェンダに含まれるもので、環境、経済、社会分野にまたがる2030年までに達成したい目標の集大成である。

ジェンダー平等と女性と女性のエンパワーメントは、SDGsの17の目標の1つであるとともに、2030アジェンダ達成の前提条件でもある。2030アジェンダでは、すべてのSDGs目標にジェンダーの視点を含めること、すなわちジェンダー視点の主流化を、2030アジェンダ達成の重要な手段としている。ジェンダーに基づく差別や格差があり、取り残される人びとがいる社会は持続可能ではなく、経済の繁栄も豊かな環境も望めないということをおぼえているのである。

しかしながら、現在世界で完全なジェンダー平等を達成した国はなく、世界経済フォーラムの『世界ジェンダー格差報告 2017』では、現状のままだと達成まで、あと217年もかかると推計している(World Economic Forum, 2017, viii)。特に日本はジェンダー格差が大きい国で、2018年のグローバル・ジェンダー格差指数(GGGI)によると、149カ国中110位という不名誉な地位にある。2030アジェンダおよびSDGsの実施は、日本におけるジェンダー不平等を是正するための好機であるとともに、ジェンダー平等の推進こそは、日本におけるSDGsの実施を促進することでもある。

本研究の目的は、世界では、2030アジェンダおよびSDGsの実践を通じて、どのようにジェンダー平等の達成を目指す取り組みが行われているのか、各国の報告書の分析を通じて、日本におけるジェンダー平等の達成を促進するための手がかりを探ることにある。研究の方法は、SDGsの実施検証のメカニズムである、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)に提出された自発的国家レビュー(VNR)を用いる。

第1章 2030 アジェンダおよび SDGs

第1節 2030 アジェンダおよび SDGs

1. 構成と背景

「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ) ^①は、2030 年を目標年とする、持続可能な社会を作るための国際的な約束文書で、2015 年 9 月国連持続可能な開発サミットにおいて採択された。

2030 アジェンダは、「誰一人取り残さない」をモットーに、人間(people)、地球(planet)、繁栄(prosperity)、平和(peace)、パートナーシップ(partnership)の 5 つの P を柱とし、すべての人びとの生活が改善され、より良い世界にするために、2030 年までに取り組むべきことを掲げている。

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) は、2030 アジェンダの一部であるが、量においても内容においても中核をなしている。このため 2030 アジェンダのことを SDGs と呼ばれることが多い。日本政府も総称として SDGs を用いており、本稿においても SDGs を用いる。SDGs は、経済、社会、環境分野にまたがる 17 の目標とその下にある 169 のターゲット、さらに達成を測るための 244 の指標で構成されている^②。

2030 アジェンダは環境と開発の 2 つの流れを統合したものである。環境分野の流れは、2012 年に開催された国連持続可能な開発会議 (リオ+20) の成果文書「我々の求める未来」において、持続可能な開発目標 (SDGs) をつくるためのプロセスを開始することが決められたことを受けたものである。リオ+20 は、1992 年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議 (UNCED、地球サミット) から 20 年後に再びリオデジャネイロで開催された会議のことを言う。

開発分野の流れとはミレニアム開発目標 (MDGs) の後継目標という意味で、「ポスト MDGs」と言われることもある。MDGs は新千年紀 (ミレニアム) を迎えた 2000 年に国連で開かれたミレニアム・サミットで採択されたもので、2015 年までに極度の貧困と飢餓の根絶や初等教育の普及などをめざしていた。15 年間の成果を踏まえ、残された課題に取り組むために、SDGs という包括的な目標に統合されることになった。

2. 実施検証のメカニズム

SDGs の進捗状況は、国連持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム(United Nations High-level Political Forum on Sustainable Development: HLPF)で検証 (レビュー) される。HLPF では、目標ごとのレビューを意味する課題別レビューと、各国政府による 2030 アジェンダの取り組みに関する自発的國家レビュー(Voluntary National Review: VNR)が報告され、閣僚宣言が採択される。

HLPF は、リオ+20 の決定により、それ以前の持続可能な開発委員会(CSD)を強化、改組したものである。持続可能な開発に関する幅広い分野をカバーするため委員会より一段と高いレベルのものが必要ということで格上げされた。2030 アジェンダでは、HLPF を「全世界レベルでのフォローアップ・レビュー・プロセス・ネットワークの監督において中心的な役割」を果たすと規定している (パラグラフ 82)。HLPF は毎年 7 月、国連経済社会理事会(United Nations Economic and Social Council: ECOSOC)によりニューヨークの国連本部で開催される。加えて、4 年に 1 度、国連総会の下でも HLPF が開催され、

包括的な進捗状況が検証される。

レビューする目標は予め決まっており、2017年は、「変化する世界における貧困の根絶と繁栄の推進」というテーマの下、目標1（貧困）、目標2（飢餓）、目標3（保健）、目標4（教育）、目標5（ジェンダー平等）、目標9（インフラ、産業化、イノベーション）、目標14（海洋資源）、目標17（実施手段）のレビューが行われた。なお目標17は毎年レビューされることになっている。

VNRは名前のおおりに各国が自発的に自国の課題を検証し、具体的な取り組み事例や教訓を共有するもので、いわばピアプレッシャー（仲間からの相互監視により生じる同調圧力）を通じて2030アジェンダの実施を促進しようというものである。VNRの作成に関しては、国連事務総長よりガイドラインが示されているが、報告書の書き方は各国の自由度が高い。VNRをどの年のHLPFで報告するかも各国の決定による。

第2章 先行研究、問題設定と分析の枠組み、研究方法

第1節 先行研究

1. SDGsに関する日本語の文献

2030アジェンダおよびSDGsの実施開始後時間が浅いこともあり、SDGsに関する日本語の文献は、SDGsとはなにか、「我々の世界を変革する」ためにSDGsをどう役立てるかという実用的視点からのものが多く、ジェンダーの視点に関するものは少ない。

その中であって蟹江（2017）は、環境ガバナンスという視点から、SDGsは新しいグローバルガバナンスを体現しているものと見ている。SDGsは、従来の「法的枠組みを国際交渉によってすり合わせながら新たな共通のルールを構築する」フォアキャスティングのやり方とは異なり、持続可能な社会の「あるべき理想像からスタートしたトップダウンかつバックキャスティングのアプローチ」をとることにより、「法的拘束力は持たないが、指標で到達度を測り、比べることで、競争原理を導入する」ものとしている（蟹江2017:1）。

この最終的な到達目標に対する同意を作り上げ、成果を達成するまでの道筋は、各国の事情に合わせ、目標設定も含めて各国の自発性を重視するというバックキャスティングのアプローチは、近年の国連の会議で見られ、地球温暖化にかかわるパリ協約でも用いられている^③。蟹江(2017)では、このいわば「ソフトロー」（笹谷2018:62）ともいうべきSDGsのアプローチが、ジェンダー平等達成にどのように影響するかについては言及してはいないが、SDGsの到達点と日本におけるジェンダーに関する現状とのギャップを埋めるための日本の「処方箋」として、経済分野、決定参画、男女間の暴力を挙げている。

ジェンダー平等に関しては、これまで女性差別撤廃条約に代表されるように、問題を明らかにし、国際交渉によってできるだけ強い法的拘束力を持つ枠組みをつくり、それを通じて解決を図るという、どちらかというフォアキャスティングのアプローチで進めてきた。SDGsにみられるような法的拘束力によらない自発性を重視した実施の方法は、ジェンダー平等の推進にとって有効なのか、有効にするためには何が大切なのか、今後の実践を通じての検証と考察が必要である。

浜名（2017）は、近年の民間資金と新興ドナー資金の増大という開発援助の変容を背景に、SDGs時代の開発資金について論じている。同書ではジェンダー平等については言及

されていないが、開発途上国を含めたグローバルなジェンダー平等達成のためには、この民間資金の比重の増大という動向を視野に入れる必要と、民間資金の導入についてジェンダーの視点で分析することの重要性を示唆している。

民間企業におけるSDGsの取り組みに関して足達ほか(2018)は、SDGsがいかに関業展開のチャンスにつながるかについて、企業の実践を視野に、多くの事例と共に解説しており、その中には、例えば、女性向けスクーターの製造販売が、企業の売上げ増大だけでなく女性の行動範囲の拡大につながり、それが目標5の女性のエンパワーメントや目標8のディーセントワークの促進に貢献すること、またSTEM(理系)教育⁽⁴⁾への投資や情報コミュニケーション技術(Information Communication Technology: ICT)インフラの構築が、目標5のターゲット5.b 女性に対するICT等の実践的技術の強化に貢献することなどを紹介している。これらの文献は、今後、民間部門によるSDGsへの取り組みがどのようにジェンダー視点を含んでいるかに注目する必要があることを示唆している。

沖ほか(2018)も、同じく企業のSDGsへの取り組みを促すもので、ESG投資⁽⁵⁾や「国連ビジネスと人権に関する指導原則」⁽⁶⁾などの国際的潮流とも関連付け、SDGsが新しい事業開発や企業の価値の向上につながるとしている。本書に収録されている黒田論文(2018)では、目標12(持続可能な生産と消費)を具体化する方策として公共調達を取り上げ、日本で行われている女性活躍推進法に基づくえるぼし認定⁽⁷⁾や、次世代育成対策推進法に基づくくるみん認定やプラチナくるみん認定⁽⁸⁾を紹介している。これらの事例は、公共調達がジェンダー平等を進めるための手段として機能しうることを示す事例となっており、今後SDGsの地方での実施に当たっても参考となる。

2. ジェンダー視点からの研究

まだ多くはないもののジェンダー視点からの研究も発表されている。SDGs実施開始後の早い時期に出された三輪(2016)では、SDGs実施におけるジェンダー主流化に関して、女性の関心事、ニーズ、貢献を可視化し主流化することが重要として、開発とジェンダー分野で開発・実践されてきた生活時間調査、活動プロフィール調査などのジェンダー分析の方法の有効性を強調している。そして、2030年に向けての課題として、女性の人権侵害と暴力、意思決定への参加、アンペイドワークの評価、伝統・文化を理由とする慣習への権利アプローチ、武力紛争・災害におけるジェンダー視点、マイノリティ女性への複合差別、男性の関与、移住労働者の人権などを挙げている。これらの多くは、目標5ジェンダー平等のターゲットとも重なるもので、SDG目標5の達成こそがジェンダー課題の解決につながることを示唆している。

田中(2018)は、SDGsを通じて日本を含めた世界のジェンダー不平等の現状を変える可能性について、市民社会の視点から論じている。ジェンダー主流化に関しては、17の目標のターゲットと指標に基づいて、①全般的にジェンダー視点を取り入れた目標、②ターゲット毎に扱いに差がある目標、③ほとんど入っていない目標に三分類した上で、その理由と課題を明らかにしている。そして、今後日本におけるSDGsの取り組みに当たり、①ジェンダー統計の徹底、②SDGsのローカル化、③VNR報告書の好事例から学ぶ、④開発援助におけるジェンダー主流化の制度構築が重要であると述べている。さらに、好事例としてインド、ネパールのVNRを挙げ、ジェンダー平等に関して問題が多いこれらの国々

が SDGs の実践を通して意欲的に取り組んでいることを紹介している。VNR 報告書から学ぶことは、まさに本研究の目指すものでもある。なお、SDGs 実施における市民社会の役割については稲場(2018)が、VNR に関しては高柳(2018)が CCIC(2018) に基づき考察しているがジェンダーの視点には触れていない。

ボロムストロム (2015) は、SDGs の策定の過程から組織的なアドボカシー活動を行ってきたグローバルな女性のネットワークである女性メジャーグループ(Women's Major Group: WMG)の経験に基づいて、SDGs 策定に至る活動の成果と課題を整理している。成果としては、SDGs に目標 5 というジェンダー平等に関する独立した目標を入れるのに成功したこと、目標 5 のターゲットに、女性に対する暴力、有害な慣習の根絶、性と生殖に関する健康と権利(Sexual and Reproductive Health and Rights: SRHR)、女性が担っている無報酬のケア労働、意思決定への参画、資源へのアクセスなどを含めることができたことを挙げている。さらに、働きがいのある人間らしい仕事(ディーセントワーク)(目標 8)、レジリエントで包摂的な都市計画への女性の参画(目標 11)、気候変動における女性の役割(目標 13)など、目標 5 以外の目標にジェンダー視点を含めることができたことをジェンダー主流化として評価している。他方、アドボカシー活動にもかかわらず実現できなかったものとして、人権の保障、実施手段、企業の説明責任などを挙げ、SDGs は、極度の貧困という症状には対応しているが、貧困を生み出す原因である富の集中や貿易・金融・税制におけるグローバルな構造的不平等に対して踏み込んでいないと批判している(ボロムストロム、2015:14)。

2012 年の国連持続可能な開発会議(リオ+20)以降、WMG を牽引してきた Gabizon (2016)も、2013 年以降の SDGs の交渉過程で WMG が SDGs におけるジェンダー課題の統合に貢献をしてきたことを強調している。例えば、「ジェンダーグループの意見書」を作成、賛同国を増やした活動により、目標 5 を SDGs の独立した目標として残すことに成功したこと(Gabizon 2016:107)、交渉の最終局面で気候変動(目標 13)と水(目標 6)のターゲットに女性という文言を入れたことなどを挙げ、WMG の活動の成果と評価している。彼女の報告は、目標 5 以外の目標のターゲットに女性という一言を残すために、どれほどのエネルギーを必要としたかをうかがわせるものであり、VNR の分析に当たって、ジェンダーや女性と言った文言が含まれているかどうか注目することの意義を示唆している。

3. VNR に関する分析

本研究が対象とする VNR に関して、国連経済社会局(UNDESA)持続可能な開発部(DSD)は、VNR の主要メッセージのみを収録した『主要メッセージ集』(Compilation)(DSD 2017)と『VNR2017 要約版』(Synthesis) (DSD 2018)を発表している。前者の Compilation (DSD 2017)は HLPF2017 直後の早い時期に発表されたもので、後者の『VNR2017 要約版』(DSD 2018)の発表は半年以上過ぎてからである。DSD (2018)では、テーマ別課題である目標ごとのレビューのほか分析軸に沿って全体をまとめている。この分析軸は以下のとおりである。

- ①誰一人取り残さない
- ②モニタリングとデータ

- ③国の開発計画、戦略、予算における SDGs の位置づけ
- ④実施体制
- ⑤地域およびグローバルな政策枠組みとの一貫性、連携
- ⑥ステークホルダーの参加
- ⑦社会の関心を高める
- ⑧実施手段

これらの分析軸は 2017 年に報告された VNR の全貌を把握するためには役立つが、ジェンダーに関しどのように記述されているかを知ることにはできない。2017 年については、HLPF のレビューテーマの 1 つが目標 5 ジェンダー平等であったことから、ジェンダーに関する記述はもっぱらテーマ別レビューの項に集中している。2030 アジェンダでは、フォローアップとレビューに関し「人間中心で、ジェンダーに配慮」したものとすると謳われているが（パラグラフ 74）、国連による Synthesis はこの点について明示的に分析していない。

VNR のレビューは市民社会組織によっても行われている(Together2030, 2017)(CCIC, 2018)。これらは各国の VNR が、国連により求められている方法で作成され、カバーすべき内容を含んでいるかに関し、市民社会の視点でチェックするために作成しているものである。Together2030 (2017)は、HLPF でのロビー活動に活かすため、HLPF 開催前までに入手可能だった主要メッセージだけを対象にしている。そこでは、VNR 作成までに市民社会等のステークホルダーと協議したか、アカウンタビリティを担保する組織・制度となっているか、市民社会の参加と貢献について記述しているか、周縁化された人びとに対する政策、計画、支援について言及しているか等の 6 項目について分析している。この周縁化された人びととして羅列しているグループには、女性、子ども、障害者、移住者、少数民族、若年者・高齢者などが挙げられている。分析によると VNR 主要メッセージの 3 分の 1 では、これらのグループの人びとに対する取り組みについて述べられていると述べているが、そのグループに女性が含まれているかどうかには言及していない。目標 5 ジェンダー平等のための取り組みに関して主要メッセージで触れているのは 13 カ国にとどまるとしている。

CCIC (2018)は、同じく市民社会の立場から分析したものである。分析対象には VNR だけでなくステークホルダーによるオルタナティブ報告⁹⁾も含まれているという特徴がある。分析軸は、順序は異なるものの DSD (2018)とかなり重なっており、ジェンダーに特化したものはない。誰一人取り残さないの項目において脆弱なグループとしての女性が例示されていることと、パートナーシップの一例としてジェンダー平等推進グループが挙げられていることが記述されているだけである。CCIC (2018)の特徴は、全体的な分析のほかに国別プロファイルがあることで、そこでは事務総長のガイドライン¹⁰⁾で示された 14 の要素をどの程度満たしているかにより緑、黄、赤で区別しており日本は黄色である。

CCIC(2018)の分析軸は次のとおりである。

- ① 国の枠組みおよび政策への 2030 アジェンダの統合
- ② 指導体制、ガバナンス、実施のしくみ
- ③ ベースライン・データまたはギャップ分析
- ④ 統合性および政策の一体性

- ⑤ 誰一人取り残さない
- ⑥ 社会の関心を高め、2030 アジェンダのオーナーシップの醸成
- ⑦ 国別優先課題、フォローアップ、レビュー過程へのステークホルダーの参加
- ⑧ 2030 アジェンダの実施例
- ⑨ SDGs を実施するためのパートナーシップ
- ⑩ 測定と報告

以上のように、SDGs に関する文献は、2016 年の実施開始から 3 年弱（本稿執筆時、2018 年 8 月）ということもあり、SDGs とは何か、その特徴、SDGs を通じて世界を変える可能性などに関する解説や啓発的なものが多く、ジェンダーの視点からのものやジェンダー視点の主流化に関するものは少ない。また国連や市民社会組織による 2017 年の VNR に関する分析ではジェンダー視点は明示的ではない。従って、ジェンダー視点から VNR の分析を行おうという本研究は、SDGs に関する研究の蓄積に貢献するものとして意義がある。

第 2 節 問題の設定と分析の枠組み

1. 研究の目的

本研究の目的は、2030 アジェンダおよび SDGs の実践を通じて、どのようにジェンダー平等の達成を目指す取り組みが行われているのか、特に、ジェンダー視点の主流化はどのように行われているのかに関する記述を分析し、日本におけるジェンダー平等の達成を促進するための手がかりを探ることにある。

2. 分析の対象

分析の資料としては、2017 年の HLPF で報告された各国政府による VNR を用いる。2017 年に限定したのは本研究の研究期間の制約による。なお、HLPF における報告国数は、2030 アジェンダ開始後初年の 2016 年は 22 カ国、2017 年 43 カ国、2018 年 46 カ国である⁽¹¹⁾。2017 年に報告した 43 カ国の内訳は表 1 のとおりである。

本研究では、43 カ国のうち、日本を含む経済協力開発機構 開発援助委員会 (OECD・DAC) 加盟 7 カ国とアジア地域の 6 カ国を選んで各国の VNR を分析の対象とする。OECD・DAC 加盟 7 カ国は、日本、ベルギー、デンマーク、イタリア、オランダ、ポルトガル、スウェーデンであり、アジア 6 カ国は、バングラデシュ、インド、インドネシア、マレーシア、ネパール、タイである（日本以外は国名の ABC 順）。これらの国々を選んだのは、OECD・DAC の国々は開発協力を通じて世界における 2030 アジェンダの実施に協力することが期待されているという点で日本と共通点を有すること、アジアの国々から選んだのは、日本との地理的近さおよび関係性の強さのためである。また欧州連合 (EU) の国々の中には、世界経済フォーラムの GGGI による順位が常に高い国が少なくなく、日本で SDGs の実施を通してジェンダー平等を推進するための参考になる取り組みが得られることも期待した。なお、2017 年に VNR を報告した OECD・DAC 国は 10 カ国であるが、今回はチェコ、スロベニア、ルクセンブルグは除いた。日本を除く他の OECD・DAC 国は EU 加盟国であり、EU の方針に従う。EU は域内外を通じて SDGs を積極的に推進することを公約しており、ジェンダー平等は、EU の価値観の中核であり、政治的・法的枠組みを通じて重視しているとしている⁽¹²⁾。

2017年のHLPFで報告した43カ国の地域別内訳は表1のとおりである。網掛けゴシック体は今回分析対象としたVNR報告国、()の数字は2017年のGGGIによる順位を示している。

表1 2017 VNR 報告 43 カ国一覧

地域グループ	国数	国名
アフリカ	7	ベナン(116)、ボツワナ(46)、エチオピア(115)、ケニア(76)、ナイジェリア(122)、トーゴ(―)、ジンバブエ(50)
アジア太平洋	13	アフガニスタン(―)、 バングラデシュ(47) 、キプロス(92)、 インド(108) 、 インドネシア(84) 、 日本(114) 、ヨルダン(135)、 マレーシア(104) 、モルディブ(106)、 ネパール(111) 、カタール(130)、 タジキスタン(95) 、 タイ(75)
ラテンアメリカ およびカリブ海 地域	11	アルゼンチン(34)、ベリーズ(79)、ブラジル(90)、チリ(63)、コスタリカ(41)、エルサルバドル(62)、グアテマラ(110)、ホンジュラス(55)、パナマ(43)、ペルー(48)、ウルグアイ(56)
ヨーロッパ 東ヨーロッパ	12	アゼルバイジャン(98)、ベラルーシ(26)、 ベルギー(31) 、 チェコ(88) 、 デンマーク(14) 、 イタリア(82) 、ルクセンブルク(59)、モナコ(―)、 オランダ(32) 、 ポルトガル(33) 、スロベニア(7)、 スウェーデン(5)

地域グループ分けは <http://www.un.org/depts/DGACM/RegionalGroups.shtml>

国名の日本語表記は <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023536.pdf>

下線は OECD・DAC 国 <http://www.oecd.org/dac/dacmembers.htm>

斜体は OECD・DAC の援助受取国（低中所得国、低所得国、後発開発途上国）

<http://www.oecd.org/dac/stats/documentupload/DAC%20List%20of%20ODA%20Recipients%202014%20final.pdf>

() の数字は 2017 年の GGGI (World Economic Forum 2017) による順位。(―) はデータなし。

3. 分析枠組みと研究方法

各国の VNR の分析にあたっては 2 段階を設定した。第 1 段階は、量的分析で、主要メッセージ集(DSD 2017)を用い、ジェンダー用語の使用頻度によりジェンダー課題の取り組み状況を把握する。ジェンダー用語は、gender, women, girl, female を用いた。主要メッセージは、VNR 提出前に出されたものであり、短いので必ずしも VNR と一致しているとは限らない。また、1 国当たり 1～9 頁と長さもまちまちだが、利点は、非英語国の主要メッセージが事務局により英訳されており、43 の VNR 全体の把握が可能なことである⁽¹³⁾。量的分析の方法は、検索機能を使って、gender, women, girl, female などの用語の出現頻度を手がかりにした。

第 2 段階は、VNR 本体を対象にしたもので質的分析と言える。DSD(2018)および CCIC(2018)の分析軸を参考に以下の分析軸を設定した。

- ① SDGs 実施においてジェンダー平等をどう位置づけているか
- ② ジェンダー平等の現状、成果、課題は何か

- ③ ジェンダー視点の主流化にどう取り組んでいるか
- ④ 「誰一人取り残さない」に関して、ジェンダー視点をどう組み込んでいるか
- ⑤ 市民社会組織、ステークホルダーの参加とそこにおける女性および女性組織の参加をどうとらえているか
- ⑥ 開発協力においてどのようにジェンダー視点を統合しているか

4. 分析の限界

本研究が 2017 年 7 月に報告された VNR を分析の材料としていることについては注意が必要である。第 1 に、2016 年の SDGs 実施開始後 1 年強しか経っていない時点でのレビューであることである。また、各国とも実施の枠組みを整える段階で実施の成果を上げるには至っていない時期であった。第 2 に、内容、構成、分量は各国の VNR によりバラバラなので比較には注意が必要という点である。VNR は、2030 アジェンダのフォローアップとレビューに示された原則（パラグラフ 74）および事務総長によるガイドラインに沿って作成されることになっているが、実際の形式や分量は各国の裁量に任されている。事実、2017 年の 43 の VNR は 28～386 頁と量だけ見ても幅が大きい。短い VNR の場合は他国と同じことが実施されていても記述されていない危険がある。第 3 に、VNR はあくまで政府による報告であり、実態を反映しているとは限らないことである。VNR のような国連における報告は外交手段の一つとして、いかに自国が世界の開発と繁栄に貢献しているか、率先して実施しているかをアピールする場として利用されることがある。実態把握に関しては、市民社会によるオルタナティブの報告や他の資料との突き合わせが必要だが今回は行っていない。また、SDGs の実施に関する資金や予算、組織などに関する分析もほとんどできていない。オルタナティブ報告や他の資料との照合による掘り下げた分析は今後の課題としたい。

第 3 章 SDGs の特徴とジェンダー

第 1 節 SDGs の特徴

1. 誰一人取り残さない

誰一人取り残さないは 2030 アジェンダの理念であり、前文をはじめ各所で「誰一人取り残さないことを誓う」と宣言されている。それは、単に福祉的に「最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する」ととどまらず、誰一人取り残さない経済のしくみにすることであり、誰一人取り残さない包摂的な社会構築を目指すということを意味する。すべての人が尊厳をもって生きられるように、誰一人取り残さない社会とするべく「世界を変革する」という覚悟を示す言葉である。

2. ユニバーサリティ（普遍性）

この言葉の意味は、SDGs がすべての国に適用されるということである。なぜこれを強調するかというと、MDGs がどちらかということ開発途上国の貧困などの課題解決を念頭に置いた目標であったため、日本のような先進国にとっては、MDGs は途上国のことと捉えられがちであった。これに対して SDGs はすべての国に該当する目標であり、日本の国内における課題解決にも適用される。その背景には、経済のグローバル化が一層進んだ後、

新自由主義経済の推進により先進国における貧富の格差が大きくなり、先進国においても貧困や格差が深刻な問題となったことがある。

3.ステークホルダー、市民社会の参加

SDGsはその交渉過程からステークホルダーの参加が制度化されていた。もともと1992年の地球サミットの採択文書「アジェンダ21」で、持続可能な開発を推進する9つの活動主体（メジャーグループ）が特定され、その後の見直しの過程で発言の機会が保障されていたことから、SDGs策定のプロセスでもそれを受け継いだのである。SDGsはオープン・ワーキング・グループ(OWG)での討議を経て2014年8月にはほぼ現在の形が出来上がっていたが、OWGの議論はその名のとおり比較的オープンな形で進められ、メジャーグループもインターネットを通じて情報を得、意見を提出し会議でも発言の機会が確保されていた。その歴史を踏まえて、2030アジェンダでは、レビューが「メジャーグループ及び関連したステークホルダーの参加を通して、パートナーシップのためのプラットフォーム」（パラグラフ84）の機会となることが期待されている。そこで、各国は、VNRの作成過程にいかにかステークホルダーが参加したかを示そうとするのである。

なお、HLPFでは、「アジェンダ21」の9つのメジャーグループに、障害者、高齢者などが加わり⁽¹⁴⁾、メジャーグループおよび他のステークホルダー(MGOS)と名称が変わり、国連持続可能な開発部との連携も制度化されている。

女性メジャーグループ(WMG)は、「アジェンダ21」でメジャーグループとして女性が特定された後から活動しているグローバルなネットワークで、持続可能な開発に関する国連の会議を中心に、ジェンダー平等、女性の権利の実現を掲げて活動している。リオ+20およびSDGsの策定過程において組織立ったアドボカシー活動を展開してきた（織田2012）（Gabizon2016）。

第2節 SDGsにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント

1. 2030アジェンダにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント

1992年の地球サミットで女性が9つのメジャーグループの一つに特定されて以来、ジェンダー平等と女性エンパワーメントは、持続可能な開発の重要な要素であった。また、SDGsのもう一つの流れであるMDGsにおいても、8つの目標の1つはジェンダー平等に関するもので、貧困をなくすために重要と見られていた。

これらの成果を引き継ぎ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、2030アジェンダおよびSDGsにおいても持続可能な社会構築の前提条件として重視されている。2030アジェンダの宣言では、ジェンダー平等および女性と女児のエンパワーメントを、目指すべき世界像のビジョンとして掲げ、「すべての女性と女児が完全なジェンダー平等を享受し、その能力強化を阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界」（パラグラフ8）を目指すとしている。

また、ジェンダー平等および女性と女児のエンパワーメントは、SDGsのすべての目標とターゲットの実現に死活的に重要と位置づけられており、「実施において、ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠」（パラグラフ20）とされている。

さらに、SDGsの17の目標の一つとして、ジェンダー平等に関する目標5「ジェンダー平等の達成および女性と女児のエンパワーメント」という独立した目標が掲げられてい

る。このようにジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、2030 アジェンダおよびSDGs で重視されている。

2. SDG 目標5 ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント

SDGs の目標5「ジェンダー平等の達成および女性と女児のエンパワーメント」は、SDGs の17の目標の1つで、ジェンダー平等を実現するために不可欠な事項を9つのターゲットとして示している。それらは、①差別撤廃、②暴力の撤廃、③有害な慣行の撤廃、④社会保護政策の提供および無報酬労働の評価、⑤意思決定への参画およびリーダーシップ、⑥性と生殖に関する健康及び権利、⑦経済的資源へのアクセス、⑧ICTの活用、⑨ジェンダー平等政策および法規の強化である。うち、⑦～⑨は目標5の達成のための実施手段という側面を持つ。

ジェンダー平等にかかわる独立した目標(stand-alone goal)を作ることは、SDGs の策定過程で、WMG や日本を含む多くの政府が強く主張してきたことであった。確かに独立した目標とすることはジェンダー平等を可視化するのに役立つが、ジェンダー平等や女性に関することは目標5を実施すればよいということになり、ジェンダー視点の主流化という点からはマイナスに作用することもある。

3. 目標、ターゲット、指標からみるジェンダー視点の主流化

2030 アジェンダでは「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠」と規定しているが、SDGs の目標5以外の16の目標の160のターゲットにおけるジェンダー、女性、少女などの文言の使われ方からみると、ジェンダー視点が統合されているとは言えない。これらの文言がでてくるのは目標5を除く16の目標のうち8つに過ぎず、妊産婦や性と生殖に関する健康(SRH)への言及があるため目標3(健康)を除いた7つの目標とターゲットでは、ジェンダー、女性、少女に全く言及されていない。これらは、目標7(エネルギー)、目標9(インフラ・産業化)、目標10(不平等)、目標12(生産と消費)、目標14(海洋資源)、目標15(陸上資源)、目標16(平和)である(表2参照)。これらの7つの目標におけるジェンダー視点の統合は課題と言える。

表2 目標別ジェンダー関連用語の出現頻度

	gender	women	girl
目標1. 貧困	1	2	
目標2. 食料と栄養		2	1
目標3. 健康			
目標4. 教育	3	2	2
目標5. ジェンダー	2	7	4
目標6. 水・衛生		1	1
目標7. エネルギー			
目標8. 経済成長と雇用		2	
目標9. インフラ、産業、イノベーション			

目標 10. 不平等			
目標 11. 持続可能な 都市		2	
目標 12. 持続可能な生産と消費			
目標 13. 気候変動		1	
目標 14. 海洋資源			
目標 15. 陸上資源			
目標 16. 平和			
目標 17. 実施手段	1		
計	7	19	8

指標は、2017年の国連総会で、全244（重複を除くと232）項目が決定された⁽¹⁵⁾。指標の見直しは毎年開催されるSDGs指標に関する機関間専門家グループ(Inter-agency and Expert Group on SDG Indicators: IAEG-SDGs)会合で行われる。

SDGsの17目標の169のターゲット、244の指標のうち、性別または女性に関するデータを要求しているものは少ない。目標5の9つのターゲットと14の指標を除く16目標の160のターゲット、230の指標をみると、そのうち、女性やジェンダーに言及しているターゲットは22（14%）、指標では39（17%）に過ぎない。特に、目標7（エネルギー）、目標9（インフラ・産業化）、目標12（生産と消費）、目標14（海洋資源）、目標15（陸上資源）では、前述のようにターゲットだけで触れられていないだけでなく、指標でも、性別統計や女性について全く言及されていない。これらの目標ではジェンダー視点は無視される危険がある。

指標は、概念、手法、基準の明確さ、半数以上の国で定期的公表の有無などの基準に従って、明確なものから順に、階層（Tier）IからTier IIIに分類されている。2017年12月時点のTier Iは93、Tier II 66、Tier III 68、複数のTierに重複している指標は5つあった⁽¹⁶⁾。

Tierとの関係でいえば、目標5の指標に限っても、Tier I指標は14指標のうち4つに過ぎず、逆に基準が不確定なTier III指標は7つと半数を占めており、目標5には明確ではない指標が多いことが分かる。また、目標5以外の目標におけるジェンダー関連指標のうち、Tier I指標は14しかない。今後指標を明確化し、Tier I指標を増やすことが課題であることを示している。

表 3 性別統計やジェンダー関連に言及しているSDGsのターゲットと指標数

目標	ターゲット	指標	指標例
目標 1. 貧困	3	6	性別貧困線以下人口、性別土地保有者
目標 2. 食料と栄養	2	1	性別小農の平均収入
目標 3. 健康	2	6	妊産婦死亡率、専門技術者の立会による出産の割合、性別新規

			HIV 感染者数、家族計画のニーズを有する出産可能年齢の女性の割合
目標 4. 教育	7	8	性別読解力、算数の習熟度到達者の割合、教育指数のための性別パリティ指数、持続可能な開発教育にジェンダー平等を含んでいるか、男女別トイレが可能な学校の割合
目標 5. ジェンダー	9	14	親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた人の割合、18 歳までに性的暴力を受けた若年層の性別割合、18 歳未満で結婚した女性の割合、無償の家事・ケア労働に費やす時間の性別割合、国会・地方議会の女性の割合、管理職に占める女性の割合
目標 6. 水・衛生	1	0	
目標 7. エネルギー	0	0	
目標 8. 経済成長と雇用	2	6	性別インフォーマル雇用の割合、性別平均時給、性別失業率、性別児童労働者の割合と数、性別労働災害の発生率
目標 9. インフラ、産業、イノベーション	0	0	
目標 10. 不平等	1	1	中位所得の半分未満で生活する人口の性別割合
目標 11. 持続可能な都市	2	3	公共交通機関へアクセスできる人口の性別割合、公園へアクセスできる人口の性別割合、身体的・性的ハラスメントの被害者の性別割合
目標 12. 持続可能な生産と消費	0	0	
目標 13. 気候変動	1	1	女性を含む、気候変動関連の支援を受けた後発開発途上国および小島嶼開発途上国の数、支援総額
目標 14. 海洋資源	0	0	
目標 15. 陸上資源	0	0	
目標 16. 平和	0	7	10 万人当たり性別殺人犠牲者数、12 ヶ月以内に親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた人の割合、18 歳までに性的暴力を受けた 18～29 歳若年層の性別割合
目標 17. 実施手段	1	0	
計	31	53	
除く目標 5	22	39	

第 4 章 日本における SDGs の実施

第 1 節 日本における実施メカニズム

1. 政府のメカニズム—SDGs 実施推進本部、実施指針、SDGs アクションプラン

日本政府は 2030 アジェンダに取り組むため、2016 年 5 月、首相官邸に内閣総理大臣を本部長、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」(推進本部)

を設置、同年 9 月多様な分野のステークホルダーのメンバー14名よりなる「SDGs 推進円卓会議」(円卓会議)を推進本部の下に設置した。この円卓会議の民間の構成員 14 名中、市民社会組織 (Civil Society Organization: CSO) の委員は 3 名、うち 1 名は女性である。民間構成員のジェンダーバランスは 14 名中女性 4 名 (29%) となっている⁽¹⁷⁾。

また政府は、パブリックコメントを経て、2016 年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(実施指針)を策定した。実施指針は本文と具体的施策の一覧からなる付表で構成されている。実施指針では 8 つの優先課題を掲げ、SDGs の 17 の目標がそれぞれの課題に関連づけられている。(表 3 参照)

その後、2017 年 12 月には、年度ごとの取り組みを示す「SDGs アクションプラン 2018」が、そして半年後の 2018 年 6 月には「拡大版 SDGs アクションプラン 2018」⁽¹⁸⁾が発表された。

表 4 実施指針における優先課題と関連の SDGs (目標)

	優先課題	関連の SDGs (数字は目標)
1	あらゆる人々の活躍の推進	1 (貧困)、4 (教育)、5 (ジェンダー)、8 (経済成長と雇用)、10 (不平等)、12 (持続可能な生産と消費)
2	健康・長寿の達成	3 (保健)
3	成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	2 (飢餓)、8 (経済成長と雇用)、9 (インフラ、産業化、イノベーション)、11 (持続可能な都市)
4	持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備	2 (飢餓)、6 (水と衛生)、9 (インフラ、産業化、イノベーション)、11 (持続可能な都市)
5	省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会	7 (エネルギー)、12 (持続可能な生産と消費)、13 (気候変動)
6	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	2 (飢餓)、3 (保健)、14 (海洋)、15 (生物多様性)
7	平和と安全・安心社会の実現	16 (平和)
8	SDGs 実施推進の体制と手段	17 (実施手段)

2. 市民社会組織の参加—SDGs 市民社会ネットワーク⁽¹⁹⁾

SDGs 市民社会ネットワークの前身は、2013 年に設立された「ポスト 2015 NGO プラットフォーム」で、SDGs の策定過程で市民の声を反映させるために、日本の市民社会のまとめ役として外務省との対話の機会を作ってきた。その後、2016 年 4 月 SDGs 市民社会ネットワーク (略称 SDGs ジャパン) として組織再編し、開発・環境・障害・ジェンダー等 11 の分野別グループ (ユニット) を軸に、SDGs の実現に取り組む市民社会のプラットフォームとして政策提言活動を展開してきている。

2016 年 9 月設置の円卓会議には SDGs ジャパンより 3 名の委員を派遣 (うち 1 名は女性)、実施指針の策定に向けて、市民社会の意見を集め働きかけてきた。その後も実施指針や SDGs アクションプランに関する意見表明を行ったり、『ハイレベル政治フォーラムに向けた日本市民社会レポート』を作成したり⁽²⁰⁾、SDGs アクションプランに対する市民社

会によるボトムアップアクションを提案するなどして、SDGs に取り組む日本の市民社会のプラットフォームとして機能している。

第2節 日本におけるSDGsとジェンダー課題—実施指針における位置づけ

日本は、2017年の世界経済フォーラムのGGGIで対象144カ国中114位という順位に代表されるように、非常にジェンダー格差が大きい国である。実施指針においても、ドイツのベルテルスマン財団と持続可能な開発方法ネットワーク（Sustainable Development Solutions Network: SDSN）の報告書を引用する形ではあるが、日本におけるジェンダー平等の達成が課題であることは認めている。

その上で日本の実施指針では、ジェンダー平等の達成に関し、日本で男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法などにより取り組んできたとした上で、主要原則の1つとして「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なもの」と位置づけている。さらにそのための手段としてジェンダー統計の充実と男女別データの把握がうたわれている。

このように実施指針の原則ではジェンダー主流化を掲げているがその実現には疑問が残る。まず、目標5ジェンダー平等は、8つの優先課題の1つ「優先課題1 あらゆる人々の活躍の推進」に含まれる6つのSDGs目標の一つにすぎない。つまり目標5は、優先課題の8分の1のさらに6分の1、すなわち48分の1の重みしか置かれていない。その上、実施指針では、優先課題1以外の他の7つの優先課題では、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントには全く言及されていない。すなわち、主要原則においてジェンダーの視点の平等は不可欠と述べているにもかかわらず、実施指針における目標5の位置づけはあまりに低く、ジェンダー視点の主流化は気配さえ見えない。実施指針におけるジェンダー主流化は単に言葉だけに過ぎないといえる。

なお、2017年12月に閣議決定された「SDGsアクションプラン2018」および2018年6月の「拡大版SDGsアクションプラン2018」では、女性は実施指針よりは可視的になった。アクションプランの主要な3本柱の1つとして「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」が掲げられ、女性に対するあらゆる暴力の根絶が、「優先課題7 平和と安全・安心社会の実現」に記述された。しかしその内容はWAW!やW20などの国際会議や「女性活躍のための重点方針2018」などの既存の施策の紹介にすぎず、田中(2018)がいうように「SDGsに則した新たな取り組みは見当たらない」。

第5章 VNR

第1節 HLPF 2017のVNRの概要—量的把握

2017年のHLPFで報告した43カ国の主要メッセージにおける主なジェンダー用語(gender, women, girl, female)の出現頻度は表5のとおりである。注意しなければならないのは、目標5に言及している場合は、タイトルに含まれるため否応なくgender, women, girlが出現することである。2017年のテーマ別レビューに目標5が含まれていたため、また、各国の法、施策、計画名にgender, womenを用いている場合もあるためgender equalityが41回と飛びぬけて多く用いられていることである。この回数だけをもって各国のVNR

がジェンダーにセンシティブとは言えないことには注意が必要である。gender mainstreaming は 13 回と数の上ではこれに続いており、female は性別統計で用いられていることが多い。

国による違いが大きく、例えば主要メッセージの中で、5 回以上 gender に言及している国が 8 カ国ある一方、全く言及していない国も 16 カ国ある。なお、gender については最多は 10 回で、これらはインドネシア(9p)、ベリーズ(3p)、ボツワナ(6p)の 3 カ国であった((p) は各国の主要メッセージの総頁数)。また、women の最多はエチオピア(6p)の 21 回であった。主要メッセージの総頁数に気を配るのは、頁数が多い場合はジェンダー関連用語に言及しやすいということも考えられるためである。

表 5 主なジェンダー用語の出現頻度別 国の数

	gender	women	girl	female
高頻度国 (5 回以上)	8	6	0	0
中頻度国 (1~4 回)	19	18	9	7
0 回	16	19	34	36
計	43	43	43	43

なお、これらの用語は非常に多様な形で用いられており、gender だけとりあげても、gender-based, gender based violence, gender commission, gender consequences, gender data base, gender discrimination, gender disparity, gender equality, gender gaps, gender identity, gender indicator, gender index, gender mainstreaming, gender mandate, gender parity, gender perspectives, gender policy, gender ratio, gender-related, gender responsive, gender sensitive, gender strategies などが使われている。

ジェンダー用語をよく使っている国（高頻度国）はジェンダー平等度が高いのではないかという想定のもとに、The World Economic Forum (2017)の GGGI による順位と比較してみた。結果は表 6 のとおりで、想定とは逆に、用語の高頻度国に GGGI の順位が低い国が多い（順位平均値は高い）。つまり、ジェンダー不平等が大きい国の方がジェンダー用語を多く用いている。主要メッセージでジェンダー用語を多く用いているのは、現在の状況を改善しようとの意欲の表れと理解することは可能であるが、この情報からはジェンダー用語の使用頻度と GGGI 順位によるジェンダー平等との正の相関は見いだせない。

また、開発協力の援助受取国であるため援助国や国際機関からの圧力によりジェンダー用語を多用しているのではないかと考え、OECD・DAC の援助受取国に分類されているかどうかと用語の使用頻度の関係を見たが、表 6 のとおり、援助受取国が高頻度国に多いという傾向も見られない。

表 6 主要メッセージ集にみるジェンダー用語の頻度別 GGGI による順位

	数	国名	順位の 平均値
高頻 度国	11	ベリーズ(79), ボツワナ(46), エチオピア(115), インド(108), インド ネシア(84), ヨルダン(135), オランダ(32), <u>ポルトガル (33)</u> , カター ル(130), タジキスタン(95), ジンバブエ(50)	82.5
中低 頻度 国	22	アフガニスタン(—), アゼルバイジャン(98), ベラルーシ(26), <u>ベル ギー(31)</u> , ブラジル(90), チリ(63), コスタリカ(41), キプロス(92), <u>チェコ(88)</u> , <u>デンマーク(14)</u> , <u>イタリア(82)</u> , <u>日本(114)</u> , マレーシア (104), モルディブ(106), モナコ(—), ネパール(111), ナイジェリア (122), パナマ(43), <u>スウェーデン (5)</u> , タイ(75), トーゴ(—), ウルグ アイ(56)	71.6
ゼロ	10	アルゼンチン(34), バングラデシュ(47), ベニン(116), エルサルバド ル(62), グアテマラ(110), ホンジュラス(55), ケニア(76), <u>ルクセン ブルク(59)</u> , ペルー(48), <u>スロベニア(7)</u>	61.4
計	43		

()の数字は The World Economic Forum (2017) The Global Gap Report 2017 の GGI による順位。

(—)はデータなし。

高頻度国=gender または women が 5 回以上

中低頻度国=gender または women が 1 回以上 5 回未満

ゼロ=gender および women 用語の出現がゼロ

下線は OECD・DAC 国、網掛けは援助受取国（低中所得国、低所得国、後発開発途上国）

(<http://www.oecd.org/dac/stats/documentupload/DAC%20List%20of%20ODA%20Recipients%202014%20final.pdf>)

他方、短い主要メッセージの中で、国際的に議論になることが多い文言に言及したり、特定の用語を集中的に用いたりしている場合は、強く主張したい点ではないかと思える。例えば、インドネシアとヨルダンは、**Gender mainstreaming** という言葉を 5 回も用いている。インドネシアの主要メッセージは 9 頁もあり他の国のものより長いので注意が必要だが、ジェンダー主流化を重視しているとみることができる。また、ポルトガルは性自認を意味する **gender identity** という用語を用いている。さらに、コスタリカ、オランダ、ウルグアイは、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)という用語を用いている。これらの用語は国連の会議でしばしば立場が分かれる言葉であり、短い主要メッセージの中であえて言及していることは主張の表れと見ることができる。スウェーデンは、**feminist policies** (フェミニスト政治) を掲げている。このフェミニストという言葉からも女性の権利およびジェンダー平等を達成するとの立場を鮮明にしたいとの意思がうかがえる。しかし、これらのジェンダーセンシティブな用語を主要メッセージに含めている国が、かならずしも主要メッセージのなかでジェンダー用語の高頻度国という訳ではない。

以上のことから、VNRの主要メッセージにおけるgender, women, gender mainstreamingなどのジェンダー用語の頻度は、GGGIから見るジェンダー平等の順位との相関関係はなく、またgender identityやSRHRなどの国際会議で議論になるセンシティブな用語の使用との相関関係もうかがえない。主要メッセージによる量的分析からは意味のある動向は得られなかったことから、これがどの程度VNRを代表しているかには注意が必要である。

第2節 OECD 7カ国のVNR

1. 日本

日本のVNRが強く打ち出していることは、官民連携（Public Private Action for Partnership: PPAP）に基づく2030アジェンダの実施である。ここで官民連携という場合は、民間企業、自治体、市民社会等のステークホルダーを指している。日本はSDGsの実施にあたり、積極的平和主義の下で、課題解決先進国としての実績を踏まえ、世界のロールモデルとなることを目指すとして、国内実施をうたいながらも国際開発協力を強調している。

SDGsの実施体制としては、SDGs推進本部、SDGs推進円卓会議の設置、SDGs実施指針の決定などの制度的しくみを整備したこと、実施指針では日本として取り組むべき8つの優先課題を特定したことを紹介している。

2030アジェンダの原則である「誰一人取り残さない」については、「誰もが活躍できる」に読み替え、すべての人が活躍できる一億総活躍プランを推進していること、その結果、経済成長の果実が困難な状況にある人びとにも行き渡るという古典的な経済成長アプローチが掲げられている。ここでは活躍から取り残されがちな人びとは特定されていないが、子育て世代や高齢者が暗喩されている。また、活躍できるという時の「誰も」には女性も挙げ女性活躍を強調している。

ステークホルダーとの連携については、円卓会議を通して意見を聞くなど連携していることを紹介しているほか、VNRではNPO・NGO、民間企業、地方自治体、科学コミュニティ、国会議員などの主体ごとの取り組みを紹介している。なお、地方自治体の取り組み例として北九州市で開催されたシンポジウムの開催が紹介されている⁽²¹⁾。

ジェンダー平等については、実施指針においてジェンダー平等の実現とジェンダー視点の主流化がSDGsの実現に不可欠なものと位置づけられていると紹介、ベルテルスマン財団とSDSN（Sustainable Development Solutions Network）の分析を引用する形で、ジェンダー平等は今後取り組むべき課題との認識が非常に消極的な形で示されている。自国で収集したデータではなく海外の団体のデータを使って課題を特定するのは珍しい。

日本のVNRはSDGsの目標ごとのレビューという形式ではなく、実施指針の8つの優先課題に沿っているため、ジェンダー平等に関する目標5は、優先課題「あらゆる人々の活躍の推進」で述べられており存在感が薄い。項目名は「女性活躍、男女共同参画の推進」となっているが、内容は男女共同参画の推進には触れず、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく企業の取り組みに関するものに限られている。例えば、優良企業に対する認定などの取り組みの結果、大企業では99.9%の企業が行

動計画を策定していること、女性の活躍優良企業が全国 291 社に上っていること、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを事業主に義務付けたことを紹介、企業に対して責任を転嫁する形となっている。

他に、働き方改革の項でも女性の働き方に言及しているが、そこでは、子育てや介護をしながら働くため女性が非正規雇用を選択しているとの認識を示しており、女性の自己責任との認識が示されている。女性が家事や介護労働を多く担っているために非正規雇用に集中しており経済的不利益を被っていることについては触れていない。その上で、同一労働同一賃金、非正規雇用者の待遇改善、長時間労働是正などを実現し、多様な働き方を可能にするための法改正を進めていることを紹介している。

ジェンダー視点の主流化については、実施指針で SDGs の実施に不可欠と明記されていると紹介しているにもかかわらず、VNR では、前述の優先課題 1 以外の課題ではジェンダー視点に触れられていない。優先課題 7 平和と安全・安心社会の実現に関して、子どもの事故の防止や子どもに対する虐待防止については述べられているが、女兒が性暴力被害に遭いやすいことには触れられていない。それどころか女性に対する暴力については、単に、NPO・NGO が取り組んでいると記されているだけで、政府としての問題意識も取り組みの意思も示されていない。

国際協力に関しては、開発協力大綱の下で、保健、防災、女性を軸に、誰一人取り残されることない世界を目指していること、「女性活躍推進開発戦略」に基づき、女性人材育成、女子教育を含む、途上国における女性活躍促進のための資金支援や女性のエンパワーメントのための投融資を約束したことなどを紹介するとともに、目標 3 保健、目標 6 水分野では対象としての女性に言及している。総じて国際協力分野に関する記述のほうが国内の取り組みに関する記述より積極的である。日本の開発協力は女性を対象としており、ジェンダー平等の達成が謳われていないことは後述する EU 諸国と異なる点である。

以上日本の VNR は、労働市場への女性の動員に焦点が置かれており、決定参画やジェンダーに基づく暴力への取り組みは示されておらず、ジェンダー平等の実現やジェンダー視点の主流化は、単に書かれていることにとどまっており、ジェンダー平等の推進に関しては非常に消極的である。

2. ベルギー

ベルギーでは、持続可能な開発の実施は 2007 年憲法にうたわれており、連邦政府により計画、報告、検証される。加えて、2017 年、持続可能な開発国家戦略 (NSDS) を策定し、現在の課題と優先的に取り組むべき分野を明らかにしてきた。2030 アジェンダはこの枠組みのなかで実施されている。NSDS は全省庁およびステークホルダーとの公約に基づいて作られており、このような形の連携があることはベルギーの 2030 アジェンダ実施における強みである。具体的には、持続可能な開発に関する関係機関会議 (IMCSD) が、NSDS の実施の中核的機能を担っており、持続可能開発大臣が国内の実施を、国際分野は副首相兼開発協力大臣と外務大臣がモニターする。さらに、持続可能な開発に関する関係機関間委員会 (ICSD) が省庁間の調整を行い、毎年報告書を提出するというしくみになっている。とくに、市民社会との協働はベルギーの伝統で、各分野の CSO による CSO 助言評議会を形成、意見をまとめて政府と協議することになっているとしている。なお 11 ある CSO 助言

評議会のうち2つはジェンダーに関するもので、それぞれ国内、国外に強みを持っている。

ジェンダー平等に関しては、ベルギーはすでに一定の成果を上げており、国会議員の41.7%が女性、男女間の賃金格差も徐々に縮まりつつある。残されたジェンダー課題の一つは、伝統的ジェンダー役割に基づく女性の無償労働負担である。また、ジェンダーに基づく暴力(GBV)も課題で、政府は国家行動計画を策定して取り組んでいるが、まだ十分ではない。ジェンダーと障害などの複合的困難を抱える人びと、低教育層、移民、子どものいるひとり親、LGBTI⁽²²⁾の人びとなどが、社会的脆弱層として特定されている。また保健分野における脆弱層としてセックスワーカーが挙げられている。VNR でセックスワーカーに言及されるのは珍しい。

ジェンダー主流化については、北京世界女性会議以後、ジェンダー主流化実施計画のもとで、すべての分野にジェンダー平等を統合するよう義務付けており、一貫して取り組んできている。現在は、労働の近代化に伴う心理的リスク防止キャンペーン、コミュニティにおける暴力的急進主義への対応などに取り組んできている。今後ジェンダー側面からの取り組みが必要な分野としては、貧困削減、柔軟な働き方の推進、メンタルヘルス、交通などが挙げられている。

ジェンダー平等はベルギーの開発協力の柱の一つで、「ベルギー開発協力ジェンダー戦略および行動計画」では、①教育と決定参画、②SRHR、③食料安全保障および経済的エンパワーメント、④権利保護、女性に対する暴力(Violence against VAW)撲滅と LGBTI の人びとの課題への注意を優先的に取り組むべき分野と特定している。ベルギーは女性と少女を含む子どもの権利擁護の立場を鮮明にしており、なかでも SRHR に力を入れている。GBV に関しては、性暴力被害者のメンタルケアや社会的包摂に取り組んでおり、例えば、アプリを使ってクラウドに加害者処罰に必要な証拠を保存する活動に取り組んでいる国際 NGO との協力、難民キャンプ支援におけるジェンダー視点の統合などの取り組み例を具体的に紹介している。

3. デンマーク

デンマークの VNR では、冒頭で、ジェンダー平等、女性と少女の権利とエンパワーメント、性と生殖に関する健康と権利は、SDGs の実施に当たり鍵となる優先分野であると述べ、ジェンダー平等の先駆者を自負するデンマークの立場を鮮明にしている。

デンマークは SDGs の実施に当たり、行動計画を策定し、2030 アジェンダに関して独自に 37 のターゲットを定め、毎年進捗状況を報告するようにしている。実施体制の特徴は財務省が中心になって調整を担っている。

デンマークでは 2030 アジェンダの実施および VNR の作成に当たり、地方自治体やステークホルダーの役割を重視している。VNR 作成の前にステークホルダーとの会合を開き、そこで出された意見を VNR に反映させただけでなく、市民社会、ビジネス、地方自治体、若者、学術団体という 5 つのステークホルダーの意見を付録として VNR に含めている。このようにステークホルダーの意見をそのまま併記していることはデンマークの VNR の特徴である。また、デンマークの VNR には、統計局が作成した統計データも添付されている。なお、市民団体に関しては環境分野と国際協力分野の市民社会ネットワークが新しくプラットフォームを形成、デンマークの CSO と途上国の CSO のパートナーシップの下、

SDGs に関する啓発やモニタリングにも関与するとしているが、家族計画に取り組む団体を除いては、CSO における女性団体の存在は明示的ではない。

デンマークは、SDGs の基本的な目標の多くはすでに達成しており、VNR では、福祉国家としてのデンマークの伝統、地方分権の確立などの民主主義体制と政府に対する国民の厚い信頼が高らかにうたわれている。

ジェンダー平等に関しても、労働力率は男性 81%に対して女性 76%とジェンダー格差が少ない。国会議員に占める女性の割合は 1998 年以降 37~38%で推移しており、50%には届かないものの、安定的に上昇傾向にあるとして特に問題としていない。包括的性教育、リプロダクティブヘルスサービスへのアクセス、LGBT の人びとを含む性的権利の保障が行き届いていることから、健康に関する性別の課題も問題ないと述べている。とはいえ全く問題がないわけではなく、若者（特に移民の若者）の失業、政治的関心の低下、民主主義への信頼感の低下傾向が社会的課題として懸念されている。しかし、若者の課題に関しジェンダー別の違いには注目していない。

グローバルレベルの SDGs の実施に関しては、デンマークは海外及び安全保障・貿易政策の視点で取り組んでおり、なかでも開発協力については、The World 2030 政策のもと、人権に基づくアプローチを基本に、鍵となる 5 分野を特定している。その 5 分野の 1 つとして SDGs の目標 5 ジェンダーが挙げられているが活動の詳細は不明である。

デンマークの VNR ではジェンダー視点の主流化という用語は使われていない。ジェンダー、女性に言及されているのは、目標 5 以外では、貧困に関して女性の労働力率（目標 1）、格差（目標 10）、平和と人権（目標 16）、開発協力分野に限られている。国内で SDGs の実施を担う地方自治体の目標にも、また市民社会の意見にもジェンダー平等については言及されていない。国内ではすでにジェンダー平等達成されていると述べられているが、ジェンダー視点の主流化が行われているとは言えない。

4. イタリア

イタリアでは、2030 アジェンダの実施枠組みとして国家持続可能な開発戦略(NSDS) 2017/2030 を決定、政府はその実施状況を毎年報告することになっている。NSDS は、統合、普遍性、包摂、転換の 4 つの原則に基づき、①貧困、差別、不平等、失業の削減、②環境的に持続可能な経済成長、③研修・学習の機会の増加、④第 4 次産業革命を通じた競争力の強化を通じて、循環型、低炭素、強靱な経済の構築を目指すものである。

NSDS の実施に当たって中心的役割を果たしているのは環境・国土保全省で、国家統計局は、社会・環境分野の発展を示す指標、持続可能な安寧を測る指標を開発している。さらに財務省は予算を通じて実施を促進する役目を担っている。VNR の作成に当たっては、研究機関、NGO との意見交換に基づいて原案が作られ、最終的には EU の国家改革プログラムとも整合性を持たせているとしている。

イタリアでは 2030 アジェンダの 5P (People, Planet, Prosperity, Peace, Partnership) を軸に、それぞれの下に戦略的選択を示し、その下に国家戦略目標をおき、さらにその下に関連する SDGs のターゲットを配置するという複雑な階層構造を取って SDGs を推進している。例えば、Peace 分野の戦略的選択の一つが「1. 非暴力と包摂的社会を推進する」で、その下の国家戦略目標の一つが「1.1 女性と子どもに対する暴力を防止し被害者に適

切な支援を提供する」であり、その下にこの戦略に関係する既存の政策として、女性殺人禁止法に基づく性暴力禁止行動計画をはじめとする政策などが紹介され、それが SDGs の目標 5 に該当することが示されている。

このイタリア独自の設定である 21 の戦略的選択のうちジェンダーに言及しているものではなく、その下位項目である 92 の国家戦略目標でもジェンダーや女性への言及は少ない。国家戦略目標での言及はジェンダー平等の確保、女性や子どもに対する暴力の防止と被害者支援に限られる。このように自国の事情に合わせて SDGs のターゲットを配置するという方法は日本でも採用しているが、日本同様イタリアの VNR でも、SDGs の実施に当たってのジェンダー平等の位置づけが見えにくくなっている。

イタリアの VNR では、ジェンダーの主流化という用語は用いられていないが、ジェンダーに関するターゲットはあちこちに散らばっている。例えば、繁栄(Prosperity)の分野では、完全雇用と質の高い教育という戦略が掲げられており、そこには女性と少女に対する差別を無くす(ターゲット 5.1) や女性の政治経済分野での決定参画(ターゲット 5.5.9) が紐づけられている。しかしこれだけではジェンダー視点が主流化されているとは言えない。例えばイタリアの VNR は第 4 次産業革命を通じて持続可能な経済成長を目指すとしてデジタル経済の推進を強調しているが、その経済戦略におけるジェンダー視点は示されていない。

他方、公的支出に関わる項目の下でジェンダー予算の実施が挙げられている。そこでは、カネ、サービス、時間、無償労働に関する予算および政策の性別影響評価のためにジェンダー予算を実施するとしている。

開発協力は 5 分野の一つ Partnership においてとりあげられており、ジェンダー平等は人権、尊厳、平等な機会、民主主義、法の支配の原則などとともに原則、目的として掲げられており、人道支援において女性の地位に注意をはらうことがうたわれている。

5. オランダ

オランダの VNR は、アルバ、キュラソー、シント・マールテンを加えたオランダ王国を構成する 4 カ国の共同報告であるが、本研究では、カリブ海の 3 国を除くオランダに関する記述のみを対象とする。4 カ国の共同報告の一部なので、該当する記述の分量が少なく詳細に欠けるところがある。しかも、国内に比べて海外への開発協力に関する分量が圧倒的に多い。これはオランダが他の 3 カ国を含めたオランダ王国全体の外交を担っていること、SDGs 実施の調整を担当しているのが海外貿易・開発協力省であることが影響しているのかも知れない。また、これはオランダに限らないが、地方分権制度が確立している場合、国内での実施に取り組むのは地方自治体であることから、中央政府が作成した報告書では踏み込みが弱い傾向がある。

オランダは SDGs の実施に当たりパートナーシップを重視することを、国王の発言を引用しながら述べており、実施主体として政府、地方自治体、民間企業、研究機関、市民社会、若者が挙げられているのみならず、VNR ではこれらのステークホルダーの視点や取り組みを紹介している。また、SDGs の取り組みに当たっては、オランダ統計局がベースライン調査を発表、取り組むべき国内課題を明らかにしている。

オランダでは、SDGs の貧困、食料、健康、教育、水、ディーセントワークなどの目標

に関しては基本的な達成を見たが、ジェンダー不平等は取り組むべき国内課題と認識されている。女性の経済的自立は53%で男性の73%より少なく、1時間当たりの平均賃金は男性より16%少ない。さらに、EUの国々に比べてパートタイム雇用で働く女性が多く、女性の管理職は少ない。女性管理職30%の数値目標は、政府に関しては達成したが、民間企業についてはまだ推進中で、経営者団体と「女性をトップに」というプログラムを実施しているとしている。労働市場における性別不平等に関しては、目標5だけでなく、目標1（貧困）、目標10（格差）においても触れられている。これに対する政策として、政府は女性の労働市場への参加を奨励しているとのことで、この点に関しては女性活躍を掲げる日本とも近い状況にある。

このように、賃金格差やパートタイム雇用がオランダのジェンダー不平等の課題と認められているにもかかわらず、目標8（経済成長と雇用）では、オランダではディーセントワークはすべての人に可能と楽観的に記述されているもののジェンダー不平等に触れておらず、ジェンダー主流化の点では疑問が残る。

オランダは、国際的には女性の権利やジェンダー平等に優先的に取り組む「ジェンダー外交」を展開しており、途上国における女性に対する暴力防止、女性のリーダーシップ、経済的エンパワーメント、紛争解決および平和構築における女性の参加に取り組んでいる。なかでも、SRHRは、オランダの開発協力政策における優先的課題とされている。具体的には、健康な妊娠、安全な出産、パートナーを選ぶ自由、性的権利、避妊および安全な中絶へのアクセスなどである。SRHRを開発協力の優先分野として強く打ち立てていることはオランダのVNRの特徴である。具体的には「彼女が決める(She Decides)」というキャンペーンを行いSRHRへのユニバーサルアクセスを進めていることも紹介されている。またSRHRの活動は開発途上国の女性団体を通じて実施しているとして、開発途上国の女性団体とのパートナーシップも強調している。

オランダのVNRではジェンダー視点の主流化という用語は用いておらず、国内のジェンダー不平等とそれに対する取り組みについては、目標5以外ではほとんど触れられていない。前述のように目標8（雇用）で触れられていないばかりか、目標16（平和）では人身取引および子どもに対するセックスツーリズムや子どもポルノに関し国内外で取り組むと述べられているが、ジェンダーの視点は示されていない。

6. ポルトガル

ポルトガルは2030アジェンダ策定過程から人権尊重の文脈においてジェンダー平等に特別の注意を払ってきた。ジェンダー平等は憲法に基づくものであり、ジェンダー平等は2030アジェンダ実施に当たり優先課題であり、ジェンダー視点の主流化は重要な戦略である。このための政策の推進は国の責任である、とその立場を鮮明にしている。

ポルトガルは、それまでのポルトガル語圏諸国共同体(CPLP)に加えて、新しく「ポルトガル語公用語アフリカ諸国(PALOP)および東ティモール」というコンタクトグループを作り、2030アジェンダの国際的推進を図っている。

2030アジェンダの国内実施に関してはガイドラインを策定、実施体制は外務省を中心とするが、国内の省庁間調整や多様なステークホルダーとの協調は企画・インフラ省が当たっている。市民社会との協議は8回も行われ、その勧告は国会で開催されたセミナーでも

報告されたと CSO を重視していることを強調している。なお、CSO を率いる主要 5 グループの一つは「女性の権利のためのプラットフォーム」で、他のステークホルダーと共に、市民社会の意見をまとめる役目を担っている。

ジェンダー平等は 2030 アジェンダ実施優先課題の一つで、ジェンダー主流化政策が実施原則とされている。さらに実施に際しては、①教育における平等、②決定におけるジェンダーバランス、③労働市場とワークライフバランス、④性的指向と性自認(Sexual Orientation and Gender Identity: SOGI)、⑤ジェンダーに基づく暴力(GBV)の 5 つが、優先分野として特定されている。なお、SOGI に基づく差別の撤廃が優先課題に挙げられていることはポルトガルの VNR の特徴である。

2030 アジェンダは第 5 次ジェンダー平等国家計画に沿って実施されている。計画ではジェンダー主流化を掲げ、分野別行動計画を策定、フォーカルポイントを指名、研修をしている。さらに分野横断的アプローチとして 2016 年から国家レベルでジェンダー予算が導入された。

ポルトガルの VNR では、社会的脆弱層としてロマの女性や移民女性を挙げ、その社会統合を課題として言及している。また、LGBTI や性暴力被害者などの特別のニーズに、またリプロダクティブヘルス/ライツに関しては性教育、家族計画、中絶の合法化などにも言及している。

ポルトガルはジェンダー主流化の強化を掲げており、SDGs の目標 5 以外の他の目標でもジェンダーについて言及している。例えば目標 11 では都市計画、特に交通に関しジェンダー別の行動やニーズを特定するとしている。VNR ではまた目標 1 (貧困) でも、ジェンダーに基づく差別、女性の生涯にわたる貧困撲滅のためにジェンダー平等の推進が必要であるとし、具体的に、賃金格差、家事労働の分担、決定への参加におけるジェンダー平等をあげるとともに、社会制度をジェンダーバランスの視点から見直すこと、ひとり親家庭(特に母子家庭)の状況をモニターすること、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力との闘いなどを挙げている。特に、SDGs の貧困根絶の目標の下で、社会福祉ワーカーに対する研修にジェンダー側面を統合するとしていることは他の VNR にはない視点である。

また、目標 8 経済成長とディーセントワークでも仕事における差別禁止の文脈で性別賃金格差および決定参画が取り上げられており、同一労働同一賃金の原則や公企業における管理職の 33%を女性にするなどの法制度の制定を推進中であると紹介されている。なお、目標 8 では若者の就業が主要な課題とされているがジェンダー視点には言及されていない。目標 9 産業とインフラに関して、ポルトガルは、交通網の近代化とデジタル技術を中心にした第 4 次産業を目指しているとしているが、この分野で今後どのようにジェンダー視点を統合するかは示されていない。

他に、国家防衛政策に関し、パートナー国との協力のもと性暴力と戦うことを明言していることも特色ある視点である。国際協力においては、CPLP のジェンダー平等担当大臣会議を開催するなどして、ポルトガル語圏の国々対して、ジェンダー平等を主流化する役割を果たそうとしている。

7. スウェーデン

スウェーデンは権利(rights)、決定参画(representation)、資源へのアクセス(resources)、

現実を把握する(reality)の4Rに基づく「フェミニスト外交」を掲げ、ジェンダー平等と人権の享受、女性と少女のエンパワーメントなど、あらゆるレベルにおけるジェンダー主流化がジェンダー平等達成の前提条件であるとしている。

2030 アジェンダ実施体制は、総務大臣が国内実施を、海外に関しては国際開発協力・気候大臣が調整を担当している。国内外における2030 アジェンダの実施支援のために2016年に「代表団」(Delegation)を組織、代表団は行動計画案を提案、関連行政部門および社会の各界各層との対話を進めている。また、現状を把握するための統計データを作成した。これは登録市民のみを対象としたものに過ぎないが、それによると、スウェーデンでは貧困、飢え、教育、健康、水とインフラ、ジェンダー平等に関しては概ね達成しているが、不平等や格差の問題が残っているとしている。なお、統計データに関し、登録市民のみを対象としたものに過ぎないとの認識を示していることは、不法滞在者を政策の対象と考えていることを示唆しており新鮮な視点である。

スウェーデンは先進的なジェンダー平等政策をとっており、1994年より性別データ収集を義務付け、フェミニスト政策を推進してきた。取り組みに当たっては決定参画、経済的平等、ジェンダー平等教育、無償労働の平等な分担、ジェンダーに平等な健康、女性に対する暴力の根絶の6分野を重視している。2018年には国家ジェンダー平等機関(National Gender Equality Agency)を設置することになっている。

国会議員の女性比率は、1994年以降、比較的平等に推移しており、女性の労働力率は78%でEUの中でも最も高いが、所得の性別格差は残された国内課題の一つである。女性は、パートタイム、低賃金の仕事に就いている割合が高く、管理職は男性より少ない。高齢女性、母子家庭は、障害者、移住者とともに貧困層として特定されている。また、平等オンブズマンという国の平等推進機関への訴えでは、性別は、民族、年齢、宗教に基づく差別に関する訴えとして多いことから、政府は格差の是正と平等な権利と機会を推進、とりわけLGBTの人びと、障害者、少数民族などが迫害や差別を受けないよう法制度的保護を強化しているとしている。

性暴力はスウェーデン社会における残された課題の一つで、女性は性的暴力に遭うことが多く、夜間外出を控えている女性もいる。特に障害者女性に多い。暴力被害を受けた時18歳未満だった女性が被害者の過半数を占めている。なお、この性暴力の課題が、目標11の持続可能な都市に関して取り上げられていることは、スウェーデンのVNRの特徴と言える。

開発協力においてスウェーデンは、権利と貧困者の視点を中核とした、公正で持続可能な「地球規模の開発政策 (Policy for the Global Development: PGU)」を柱としている。ジェンダー視点は、スウェーデンの全ての開発協力に適用しており、ジェンダー平等については、土地などの資源に対する女性の所有権の保障、母子保健およびSRHRへの優先的な資金支援、女性の権利、決定参画の重視、女性と少女の水と衛生へのアクセス、女性・平和・安全保障を優先課題と特定している。スウェーデンはまた、開発資金に関するアディスアベバ行動目標を2030アジェンダの実施の重要な手段と位置づけており、ジェンダー平等予算をそのための戦略的手段と位置づけている。

スウェーデンのVNRでは、ジェンダー主流化を重視していると述べているとおり、レビューされているSDGsの17目標のうち11の目標で性別データやジェンダー平等に関し

て記述されている。前述のように目標 11 持続可能な都市との関連において、女性に対する性犯罪やハラスメントに言及しているだけでなく、目標 9 インフラ、産業化でも、交通機関の男女別利用データを示している。しかし、環境目標（目標 7, 12,13,14,15）では言及がない。これらの目標におけるジェンダー主流化は未だ課題といえる。

第3節 アジア 6 カ国の VNR

1. バングラデシュ

バングラデシュは、MDGs のもとで、初等教育就学率、初等・中等教育におけるジェンダー同数(parity)の実現、貧困削減、食料の安全保障、乳幼児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種、感染症の減少に成功しており、2021 年までに中所得国に移行し、2041 年までには既開発国になるという目標に向かって進んでいる。SDGs はこの目標達成を掲げた第 7 次 5 カ年計画(2016-2020)に反映されており、以後の計画にも引き続き組み込まれることになっている。SDGs の「誰一人取り残さない」の理念は、バングラデシュでは「社会全体アプローチ」と表現されている。SDGs 推進およびモニタリングのための国内機構としては、関係各省庁の責任者で構成されるハイレベルの国内委員会を設置、全ターゲットと指標毎に、責任省庁や機関を割り当てている。

バングラデシュの VNR は、HLPF の課題別テーマと同じ目標をレビューしており、従って目標 5 ジェンダー平等も含まれている。VNR では、女性のエンパワーメント、特に農村における女性の金融への包摂、女性起業家はバングラデシュの過去数十年の開発の原動力であったとして、女性の力を重視している。また女性は、工場労働者としてもバングラデシュの経済成長推進の力となっていることをデータで示している。非農業分野の雇用者に占める女性比率は 1990 年から 2015 年までの 25 年間に 19.1%から 24.2%へと 5 ポイント増えた。これは同期間の農業分野の女性就業者の割合が 45.5%から 13.2%へと激減したことと対照的であり、バングラデシュの経済構造の変化を女性が牽引していることを示している。

女性のエンパワーメントは政策決定への女性の参画にも表れており、2014 年の国会議員選挙では、女性の議席が倍増したのみならず、国会議長、与野党の党首が全員女性であった。これを反映して、2017 年世界経済フォーラムによる GGGI の政治的エンパワーメント指数では、バングラデシュは 144 カ国中 7 位という高い順位にあった。経済、健康、教育などの他の側面も加えるとバングラデシュの順位は 72 位と下がるが、同年の日本の 114 位よりはるかに高い。

女性のエンパワーメント推進の基礎となる教育分野でもバングラデシュでは目覚ましい進展が見られた。すでに 2000 年には中等教育の就学率は女性の方が高く（女性 52%、男性 48%）初等教育を含めた基礎教育におけるジェンダー平等は達成されていた。この背景には、女子学生に対する初等・中等教育の授業料、教科書代は無料、中等教育や後期中等教育就学女子に給付金を支給するなどの手厚い政策がある。高等教育の分野ではまだ男女格差が残っているものの縮まりつつあり、2000 年には女子学生は男子の 3 分の 1 程度であったが 2015 年には 3 分の 2 にまで伸びている。

女性の権利に関しては、2000 年には女性や子どもに対する暴力防止法が施行され、2011 年には国家女性開発政策が策定されている。また、政府は現在児童婚の撲滅に力を入れて

おり、2021年までに15歳以下の児童婚を無くし、15～18歳の児童婚を3分の1に減らすことを首相が公約している。これを受けて2017年には児童婚抑止法を施行、コミュニティに対する働きかけを強めている。児童婚の防止は、女性に対する暴力、働きやすい職場環境、男女同一賃金と並んで今後の課題とされている。

目標5ジェンダー平等以外の目標における女性の状況や取り組みについては、目標1貧困、目標2食料と栄養、目標3健康に関して言及されている。特に、政府の貧困削減戦略では農村部の貧困削減のために女性の賃金労働者化を奨励していること、バングラデシュの有望な産業である水産物の養殖部門における女性の参加、海外への移住労働者の保護に関しても女性に言及している。国家社会保障戦略では女性は脆弱層と位置づけられているが、以上のように貧困解消の担い手として女性は期待されている。目標3健康分野に関しては、バングラデシュはすでにMDGsの下での新生児や乳幼児死亡率、妊産婦死亡率の激減を達成している。2015年の合計特殊出生率は2.1にまで減少、以前は女性の平均余命が男性より短い数少ない国の一つであったが、2001年に逆転し、今や平均余命は女性72.0歳対男性69.4歳となっている。GGGIの高い順位に代表されるようにバングラデシュでは女性の状況は良くなっており、政府は女性のエンパワーメントは国の発展、SDGsの進展にとって重要と位置づけ具体的施策をとっている。

バングラデシュのVNRの特徴の一つに充実した付録があり、統計と取り組み例が示されている。統計は、SDGsの指標ごとに現状をとらえたベースライン・データと2030年までの達成目標が示されており、モニタリングにつなげることができるしくみになっている。具体的施策の例としては、誰一人取り残さないの理念と情報アクセスを統合した事例が挙げられており、その中で求職中また就業中の障害者女性のための宿舍建設も挙げられている。

また、バングラデシュはデジタル化を推進しており、すでに人口の77%がモバイル・バンキングの口座を持っている。これを背景に、最小の自治体である村評議会（ユニオンカウンシル）に、ユニオンデジタルセンター(UDC)というワンストップセンターを設置、男女からなる社会起業家に運営させている。ここでは、デジタルを使って、土地登記、出生届、パスポート、海外の就業情報、テレ投薬などの行政サービスや、モバイル金融サービス、保険、コンピュータ研修などの民間部門のサービスなど合計112種類が可能とのことである。このワンストップセンターを運営している1万人以上の起業家の半分は女性である。「デジタル・バングラデシュ」という政策にジェンダー平等を組み込んだ非常に先進的な事例といえる。

2. インド

インドでは「みんなで取り組む包摂的開発」を合言葉に、経済成長、インフラ開発、工業化に加えて貧困撲滅、環境保全、低炭素化をかかげてインドの中期開発計画にSDGsを組み込んでいる。首相を議長とする機関が全体的な調整の要となり、中央、州、地方レベルのプログラムとも連携しながら実施されている。

ジェンダー平等の推進は、SDGs推進に関するインド議会のイニシアティブにおいても、貧困撲滅、気候変動と並んで重要な課題として取り上げられており、女性国会議員会議、BRICS女性議員フォーラム、南アジア女性議長会議を開催し、女性議員のSDGsの推進

における貢献に光を当てている。

インドの VNR は、HLPF2017 の課題とほぼ重なりながら独自の基準で取り上げており、目標 5 ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントも含まれている。目標 5 に関しては、過去 10 年間のジェンダー平等の進歩を、児童婚の減少、自分が使用できる銀行口座を持っている女性の増加、標準 BMI 以下の減少、識字女性の増加の側面からデータを挙げて示している。また、女性に対する差別を減らすための政府による取り組みを数多く紹介している。例えば、男児選好による女児殺しや堕胎の悪習を減らすための法制度の制定と実施、「女児を救い、女児に教育を」というキャンペーンの展開、子どもの数の性別不均衡是正キャンペーン、女子への自転車支給により女子の中等教育からの中退を減らした州の例、トイレプロジェクトの推進を通じて学校のトイレ設置が女子の中退を減らすとのキャンペーン、液化ガスによるクリーンなかまどの支給などである。またオンライン上での娘と親の自撮り写真の投稿を女児に対する社会の態度を変える新しい取り組みとして紹介している。

女性の労働参加については、インドの女性の労働参加率は 23.7%(2015-16 年)と低いことを挙げ、参加を奨励するために政府が取っているいくつかの政策を紹介している。例えば、女性起業家やセルフ・ヘルプ・グループの製品を紹介するオンラインプロジェクト、女性による緑の起業への融資、村レベルの女性エンパワーメントセンターの設立とデジタル・リテラシーや技能の習得、健康と栄養に対するサービスの提供などが例示されている。安全や社会保護の分野では、女性に対する暴力被害者に対するワンストップ緊急相談所や週 7 日 24 時間可能な緊急電話サービスの設置、人身取引対策などが例示されている。女性に対する暴力はインドにおける課題としてしばしばメディアでも取り上げられているが、対応策も取られていることがうかがえる。

インドではジェンダー主流化という用語は用いていないが、目標 5 以外の目標において女性や女児を視野に入れたイニシアティブがとられ、性別統計データが示されている。例えば、目標 1 貧困に関しては、1 世帯当たり最低 100 日間就業保障という反貧困プログラムで便益を受けた 20 億人日のうち女性は 56%であるとか、目標 2 の持続可能な農業に関して、最新の農業技術普及活動に参加した農民 120 万人 (2016-17 年) の半分は女性、といったことである。また、女性の方が食料確保に関心が高いことから、配給カードは世帯の最年長女性の名義にしたという事例もある。目標 3 健康でも母子の健康に関することが主な部分を占めているが、他に、看護助手や助産師によるタブレットを用いたオンライン入力システムの導入も紹介されている。なお、モニタリグンの枠組みに、今後、経済におけるジェンダー格差を明らかにするために生活時間調査を行うとの予定が記述されている。

インドの VNR からうかがえることは、デジタルを積極的に活用し、目標 5 を、貧困、食料と栄養、健康、教育などの他の目標と結びつけ、社会の女性に対する偏見を変え差別を無くすためのキャンペーンや取り組みが数多く行われているということである。数多く挙げられている事例の効果に関してはさらなる検証が必要だが、日本をはじめとする他国の参考になりそうである。

3. インドネシア

インドネシアは SDGs のビジョンを中期国家開発戦略(2015-2019)とし、人材開発、優

先分野開発、地域開発の3側面からアプローチし、目標ごとに関連省庁が予算化している。VNRの作成に当たっては「誰一人取り残さない」の原則に従い、①政府、②市民社会組織、③慈善団体・ビジネス組織、④学界および専門家の4つのSDGsプラットフォームの意見を統合して作成した。

VNRは2017年のテーマである貧困削減に従い、人材開発と経済的機会の推進を柱に、SDGs実施を可能にする要件として、ジェンダー平等のほか、正義、パートナーシップ、財源の確保を挙げている。また、これを反映して、インドネシアのVNRは、SDGsの目標1, 2, 3, 9, 14, 17の目標ごとに、現状と課題を分析、次の段階での取り組みを記している。

ジェンダー平等をSDGsの実施可能要件と位置づけているだけあって、他国のVNRと比較してもかなりの分量を割いて、データを示しながら詳細に成果と今後の課題を整理している。すでに、「主要メッセージ」においてジェンダー主流化という用語に5回も言及していることは述べたが、VNRにおいても、ジェンダー平等はインドネシアの開発アジェンダにおいて主流化されていることをうたっている。

ジェンダー平等に関する成果は、SDGs目標5のターゲットに沿って、女性に対する差別撤廃のための法制度の整備(5.1)、女性に対するあらゆる形の暴力に関する調査の実施および女性に対する暴力委員会の設置(5.2)、18歳未満の児童婚など女性と少女に対する有害な慣習の撤廃への取り組み(5.3)などが挙げられている。また、女性の決定参画の分野では、国会議員の女性比率の増加、地方議会の27%で男女同数または女性の方が多いこと、管理職に占める女性の比率も増加(局長クラスで16%)(5.5)などが挙げられている。性と生殖に関する健康(SRH)に関しても、避妊に関する知識は男性の方が少ないこと、性と生殖に関する健康教育および情報へ若者や女性のアクセスを保障する法が制定されていること(5.6)、さらに、携帯電話を所有している女性の割合は52%とデータが示している。また、教育におけるジェンダー平等も達成したと述べている。

今後の課題としては、女性に対する暴力に力点が置かれており、人身取引やインターネットメディアなどの新しい形の暴力を視野に、予防教育、法制度の整備、サービスセンターの能力向上、苦情処理を含む被害者保護の取り組み、データ収集の向上を挙げている。また、女性の決定参加促進も課題とされている。

ジェンダー主流化の革新的な実践例として、財務省による「ジェンダー対応予算シート」の開発、実施が紹介されている。これは予算におけるジェンダー視点の主流化のためのしくみで、これは国家開発計画2010-2014の時から国家開発計画に組み込まれていた。また、女性に対する暴力に関しては、WHOの調査項目を利用しながら、自前の予算で全国9,000世帯に対する聞き取り調査を実施(2016年)しており、非常に信頼性の高い、貴重な報告となっている。

インドネシアのVNRは、データと共に現状を示し、「ジェンダー対応予算シート」のような革新的なジェンダー主流化の実践手法や地域社会との共同プログラムなどの参考事例を挙げており参考になる点が多い。しかし、今回レビューしている目標5以外の他のSDGsの目標ではジェンダーについての言及が少ない。例えば、目標1の貧困に関しても性別データは示されておらず、わずかに目標2食料と栄養において妊娠中の女性の栄養と健康について特記されているに過ぎない。SDGsの全ての目標におけるジェンダー視点の主流化

は今後の課題といえる。

4. マレーシア

マレーシアの VNR は、一人当たり GNI（国民総所得）の増加率の高さを背景に、貧困もほとんど撲滅、子どもや妊産婦死亡率に代表される健康指標、水、衛生、エネルギー供給の分野でも改善が見られるなど、独立以来飛躍的な発展をとげてきたと高らかに述べている。2009年には新経済モデル(New Economic Model：NEM)を策定、現在第11次マレーシア計画 2016-2020 を粛々と実施しているところである。これは2030アジェンダおよびSDGsと軌を一にするものであり、NEMに基づく取り組みはSDGsの実施を意味すると位置づけている。

主なSDGsの達成状況を11分野についてデータと共に示している。それら11の分野と関連するSDGsの目標は、絶対的貧困と飢え（目標1,2）、病気と死亡率（目標3）、教育（目標4,5）、生活の基礎（水・エネルギー）（目標6,7）、インフラ整備（目標9,11）、正義と強い組織（目標16）、生物多様性と気候変動（目標12,13）、経済と雇用（目標8,5）、所得の不平等（目標10）、環境（目標14,15）、世界での役割（目標17）である。この中で、目標5ジェンダー平等に関しては、中等教育における男女とも90%就学の達成、雇用における女性の労働参加率が54%であることが取り上げられている。

ジェンダーに関して、首相のまえがきにおいて、マレーシアはジェンダー平等と女性と少女の権利の達成にコミットすると強い決意を述べていることは特徴的である。この表明に続いて、女性の労働参加率の増加、公的部門における意思決定の地位にある女性が30%を超えたこと、上場企業の経営者に占める女性の割合が26.3%になったことなどをデータをあげて紹介しており、コミットメントの高さを表している。

マレーシアのVNRは、2017年のHLPFのテーマ貧困削減と繁栄の推進に関連した目標をいくつか取り上げ、その成果と課題を挙げるという形であり、目標5も含まれている。目標5では、国家女性政策1989、女性の前進のための行動計画2010-2015に加えて、有害な行為から子どもを守るために子どもに対する性暴力禁止法を策定したことを紹介している。

さらに、教育、経済参加、意思決定におけるジェンダー平等の達成状況がデータと共に示されている。それらは、教育分野のジェンダーパリティは1990年代に達成したこと、高等教育への女性の就学率はすでに2000年以降60%を超えていること、労働力参加率も2020年までに59%という目標に近づいていること、女性世帯主に代表される女性の貧困率が減っていることなどである。特に印象的なのは決定参加における女性比率で、公的部門の30%目標は達成し現在37%であること、上場企業の役員の女性比率は未だ12%だが、企業の役員の女性比率を30%にするため「30%クラブ」という企業経営者による組織が作られていることも紹介されている。

さらに、出産後の女性の職場復帰を奨励するためのキャリアプログラム、職場の保育施設、出産休暇の延長、柔軟な働き方の導入などの方策が取られており、上場企業の35%がフレキシブルな労働制度を設定していることを紹介している。背景には、経済成長著しいマレーシアでは、労働力不足のため女性の労働力が期待されていることがあるのではないかとと思われる。なお、女性政策を担当する女性・家族・コミュニティ開発省は、家族制度

の強化も推進しているが、女性が意思決定できる地位に就くことは自ら労働環境を整備することであり、それは家族のためになるとの見解を示して、女性の決定参画推進を正当化している。この背後には女性が決定参画することは家族制度の維持に好ましくないとの意見があるのではないかと思える。

このような女性の高い労働力率や女性の経済分野の決定を達成できた要因として、柔軟な働き方の導入のほか、反差別法の制定、特に働く場におけるジェンダーバイアスの撤廃、性犯罪や女性に対する暴力に対する厳罰化、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントに取り組んでいる NGOs との連携が挙げられている。今後の課題としては、性的およびジェンダーに基づく暴力への取り組み、ワークライフバランスの推進を含む差別的慣行の廃止、政府のプログラムにおけるジェンダー視点の主流化、ジェンダー別統計が挙げられている。

マレーシアの VNR の特徴の一つは、SRHR に関する調査結果に基づく詳細な記述で、量的にも目標 3 健康の現状に関する説明の約半分を占めている。例えば、10 代の若者の性と生殖に関する健康(SRH)に関する基礎的知識、性行動、SRH に関する情報の取得などについてのデータが詳細に紹介されている。宗教やスピリチュアルな慣行などの家族のウェルビーイングに関するデータも健康のなかで紹介されている。

マレーシア政府によるジェンダー平等と女性の権利への強いコミットメントの表明と女性の労働参加と意思決定参加の増加の達成、家族制度への言及と SRH に関する詳細な調査背後には、日本と同様、少子高齢化と労働力不足があるのではないかと推測される。

5. ネパール

ネパールはこの 20 年間、MDGs のもとで貧困削減と人間開発の両面において大きく進展しており、2030 年までに中所得国になるとの目標を掲げている。残された課題として、格差の解消、草の根レベルへのアウトリーチ、地球温暖化や生物多様性に関する取り組み、貿易等の経済発展などを挙げており、SDGs の貧困削減、誰一人取り残さないという理念のもと、これらの課題に取り組んでいるとしている。

ネパールでは SDGs は国家開発計画に統合されており、これにより SDGs は中央および地方の開発に主流化されているだけでなく、民間、協同組合、市民社会、国際機関などのステークホルダーとのパートナーシップに基づいて実施されている。なかでも協同組合は、ネパールに特徴的な事業体で、全国に 33,000 以上の協同組合があり、600 万人の会員を擁し、GDP の 18%を算出しており（2014 年）、貧困削減や就業機会の提供に関し大きく貢献している。しかも、会員の半数以上が女性で、管理的地位にある女性は 23,000 人とのことで、ジェンダー平等の側面からも非常に重要な部門であることがうかがえる。

また、市民社会の存在も大きく、女性、子ども、ダリット、障害者、LGBTIQ⁽²³⁾、自治体、移住者、NGOs、ビジネスなど、23 のグループからなる、教育、健康、環境などの 19 の課題をカバーする「SDGs ディスカッション・フォーラム」を形成しており、重要なパートナーと位置づけられている。ネパールの市民社会の組織力には目を瞠らされるものがある。

ネパールの VNR では HLPF2017 の課題に沿って進展と課題が示されている。目標 5 ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントに関しては、初等教育、中等教育における

ジェンダーパリティ（同数）が達成されたことをデータとともに示すとともに、国会議員に占める女性の割合が約 30%、地方議会では 40%、民間企業的意思決定できる地位にある女性は 25%、協同組合では 50%であることを成果として挙げている。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成のための制度的メカニズムに関しては、女性・子ども・社会福祉省があるが、加えて女性評議会を設置、全省にジェンダーフォーカルポイントを指名している。さらには財務省によりジェンダー対応予算も導入されている。また、2007 年以降、女性、ダリット、障害者など、社会の周縁におかれている人びとなど 6 グループに対し、公的部門におけるクォータ枠などのアフーマティブアクションが取られており、今後も加速度的にジェンダー平等が進むことが期待される。

目標 5 以外の目標に関する女性への言及について言えば、特に目標 3 健康に関して、産前検診など出産環境が向上し、妊産婦死亡率が下がっていることから、2030 年までにさらに低下させるとの目標をかかげている。また、妊婦の出産に際する交通手当の支給などの好事例も挙げられている。これらを受けて健康指標の全体的向上が見られるだけでなく、病院のベッドの 10%を貧しい周縁化されている人びとに割り当てたり、医療保険制度をパイロット的に導入したりするなどの先進的な取り組みが行われており、意欲的な好事例満載である。

6. タイ

タイは、プミポン前国王が提唱した「足るを知る経済」(Sufficiency Economy Philosophy : SEP) を 2002 年以降の国家経済社会開発計画の基本にしている。この哲学は、2030 アジェンダおよび SDGs の基本理念に通ずるものであることから、SDGs の実施はすでに「国家戦略 20 年計画」および「第 12 次国家開発計画 (2017-2021) に統合されているとしている。そして、これらの計画と SDGs の各目標との関係を示すマッピングも行っているとのことである。

タイにおける SDGs の実施体制の柱は、首相を長とする「持続可能な開発に向けての国家委員会」(CSD)の設置で、タイ国家経済社会開発委員会 (NESDB)を事務局長とし、関係省庁大臣、民間部門、学界、市民社会などの代表がメンバーとなっている。日本のようにステークホルダーによる円卓会議を別に設置するのではなく、ステークホルダーが CSD のメンバーであることが注目される。

タイの VNR は、SDGs の 17 の目標全部について課題と関連の政策を記述する形をとっており、目標毎の記述量は多くはない。目標 5 に関しては、タイにおける女性の地位が向上していることを、教育へのアクセス、貧困女性、管理職に占める女性、国会議員の女性の比率や女性役員の数を挙げて示している。また女性の地位向上に関わる法制度として、ジェンダーに基づく差別を禁止した「ジェンダー平等法 2015」の制定や政府のジェンダー平等担当官の任命などを例示している。さらに憲法に基づいてジェンダー対応予算が導入されており、一部自治体でパイロットとして実施されていること、女性と子どもに対する暴力禁止の取り組みなども紹介している。

しかし、家庭における女性の家事労働などの負担は大きく、さらに十代の少女の妊娠が減らないなどの課題があることから、政府は性別データベースの開発に力を入ると述べている。また、ターゲット 5.2 女性に対する暴力の根絶に関連して、国内 8 カ所の人身取

引および売買春の被害者女性の保護・支援センターの設置と運営を好事例として取り挙げている。

目標5以外のSDGsにおけるジェンダー視点の統合に関する記述は少ないが、いくつかの目標において女性に言及されている。例えば目標3健康に関しては、専門家の介助による出産の割合や妊産婦死亡率が進歩を示すデータとして用いられている。また、タイは、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)と関連づけて、十代の少女の妊娠予防と対応に関する法律を施行しているにも関わらず、15-19歳の女性の妊娠が下がらないことを問題としている。目標10の格差是正についても性別、年齢別の所得格差が大きいと性別に言及している。目標16の司法へのアクセスに関連して人身取引を取り上げ、政府の包括的な人身取引に対するゼロ・トレランス政策と被害者保護の取り組みを紹介している。タイでは人身取引がSDGsの課題として認識されていることは特徴的である。また、目標16では他に「女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則」にも触れている。

第6章 分析と考察

1. SDGs実施におけるジェンダー平等推進の位置づけ

ほとんどの国のVNRで、ジェンダー平等推進はSDGs実施において重要と位置づけていると述べている。SDGs実施のために新たな戦略を立てたか否かにかかわらず、既存のジェンダー平等推進の取り組みとも連携している。いかにSDGs実施に当たってジェンダー平等を重視しているかは、例えば、ポルトガルは「ジェンダー平等は2030アジェンダ実施に当たって優先課題であり、ジェンダー視点の主流化は重要な戦略」と述べ、デンマークのVNRは冒頭で、「ジェンダー平等、女性と少女の権利とエンパワーメント、性と生殖に関する健康と権利(SRHR)は、SDGsの実施に当たり鍵となる優先分野」と述べている。また、マレーシアのVNRでは、「まえがき」において首相が「ジェンダー平等と女性と少女の権利の達成にコミットする」との決意を表明している。このほか、スウェーデンは「フェミニスト政策(feminist policies)」を、オランダは「ジェンダー外交」を掲げ、ジェンダー平等への取り組みの意思を鮮明にしている。

さらに、ベルギーの「ジェンダー主流化実施計画」、ポルトガルの「ジェンダー平等国家計画」、バングラデシュの「国家女性開発政策」、タイの「ジェンダー平等法」など、当該国の既存のジェンダー平等のための法制度や政策、計画に沿ってSDGsを実施していると位置づけている場合もある。また、インドネシアのように、SDGsの推進を既存の持続可能な開発戦略に統合されるものと位置づけており、ジェンダー平等がもともとその開発戦略の柱におかれていたため、ジェンダー視点もSDGsの実施の主流になっている場合もある。

日本のVNRでは、男女共同参画社会基本法やそれに基づく男女共同参画基本計画には触れていないが、女性活躍推進法に基づく取り組みが主紹介されている。

今回対象とした13のVNRでは、国内実施体制において中心的な役割を担っている省庁として、日本でいえば内閣府、外務省、財務省、環境省、経産省、国土交通省、総務省な

どに相当するさまざまな省庁名が挙げられているが、ジェンダー平等推進を所轄する省庁がSDGs 推進の中心的役割を担っている国はない。また、中心的役割を果たしている省庁がどこであるかは、SDGs の取り組みにおけるジェンダー平等の推進とは関係しないように見える。

2. ジェンダー平等の現状、成果、課題

各国のジェンダー平等の現状、成果、課題については、多様な側面から述べられているが、主な分野は、①経済分野、②政治的分野における女性の決定参画、③無報酬の家事・育児・介護労働の再配分、④女性に対する暴力(VAW)・ジェンダーに基づく暴力(GBV)、⑤教育、健康、⑥ジェンダー規範に基づく慣習、にまとめられる。

(1) 経済分野—労働力率、性別賃金格差、パートタイム雇用、管理職への登用

どの VNR も経済分野におけるジェンダー平等の現状に言及しており、特に女性の労働力率はジェンダー平等の成果や課題を示す指標として用いられている。また、バングラデシュのように女性の経済への包摂が国の開発の原動力としている国もある。

これまでの活動の成果として賃金格差の縮小を挙げている国もわずかながらあるが、多くの場合、所得・賃金の性別格差は依然として課題としている。賃金格差の理由として、スウェーデンでは、パートタイム雇用に女性が多く就業していること、女性の就業先が低賃金分野に偏っていること、管理職についている女性が少ないことを挙げている。

パートタイム雇用については、マレーシア、日本は、パートタイム雇用を女性にとって家庭責任との両立を可能にすると評価しているが、オランダやスウェーデンは性別賃金格差の原因と指摘している。いずれにしても、第4次産業革命、デジタル化などに伴う柔軟な働き方への需要の増加のため今後も増えるとの見方が広くみられる。

管理職への登用や女性役員割合の増加を、ジェンダー平等の取り組みの成果として挙げている国は少なくない。例えば、マレーシアは上場企業の経営者に占める女性の割合は26.3%と述べ、ネパールは民間企業の意思決定の地位にある女性25%としている。同時に、女性管理職や女性役員が少ないことが賃金の男女格差の原因とも指摘されており、オランダやマレーシアでは、経営者団体とともに「女性をトップに」「30%クラブ」などの取り組みをしていることが紹介されている。また、ネパールでは生協の管理職の半数は女性であり、バングラデシュでは各村に設置したワンストップデジタルセンターに男女1名ずつの起業家を配置などジェンダー視点を統合した事例を紹介している。日本の女性活躍推進法に基づく企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画の公表もこの流れに沿った取り組みと言える。

(2) 政治的分野における女性の決定参画

政治的分野における決定参画に関しては、ほとんどの国が国会議員やその他の政策決定に占める女性比率を指標としており、ベルギー(41.7%)、ネパール(30%)、マレーシア(30%)

など、数値を挙げてジェンダー平等の取り組み成果としている国が少なくない。特にバン
グラデシュでは女性の議席が倍増・国会議長、与野党の党首が全員女性、ネパールでは協
同組合の決定参画の地位にある女性 50%などの例も示されている。

これに対して、GGGIにおいても政治的決定参加分野の遅れが顕著な日本のVNRは、「指
導的立場にいる女性の割合が低いことや、＜中略＞取り組みが十分でないことも課題とし
て指摘されている」と受け身の表現にとどまっている。

(3) 無償の家事・育児・介護労働負担と再配分

ベルギー、ポルトガル、タイなど、いくつかの国では、目標 5 のターゲット 5.4 ケア労
働の分担や無報酬労働についての認識を固定的性別役割と関連付け、無償の家事・育児・
介護労働負担をジェンダー平等の達成にとって課題ととらえている。またインドはこの問
題への取り組みとして生活時間調査を行うとしている。これに対し日本は、長時間労働こ
そが、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因であり、女性のキャ
リア形成、男性の家庭参画を阻んでいるとの見解を示しており、働き方改革こそが解決策
であると示唆している。他方、前述のように女性はケア労働のためにパートタイム雇用を
選んでいるとの認識も示されており、家事・育児・介護労働の再配分を積極的に推進しよ
うとしているのか明らかではない。

(4) 女性に対する暴力(VAW)・ジェンダーに基づく暴力(GBV)

VAW または GBV は多くの国で今後取り組むべき国内課題との認識が示されている。
VAW/GBV は目標 5 ジェンダー平等だけでなく、目標 11 持続可能な都市、目標 16 平和と
の関連でも取り上げられており、広く SDGs の推進を通じての取り組みが可能なことを示
唆している。性暴力に関するデータは、目標 5 のみならず、目標 11、目標 16 の指標にお
いても求められていることから、指標で求められればジェンダー視点が主流化が可能であ
ることを示す一例でもある。

VAW/GBV のデータに関し、インドネシアでは、全国 9,000 世帯に対する VAW に関す
る聞き取り調査に基づき、現状を示しており特徴的である。いくつかの VNR では、VAW/
GBV に関して、特別の配慮が必要な人びととして、若い女性、売買春の被害者、LGBTI⁽²²⁾、
セックスワーカーなどが、各国の実情に基づいて特定されており、また、ワンストップ緊
急相談所などの被害者保護の取り組みにも言及している。イタリア、インド、インドネシ
ア、タイの VNR では、人身取引やインターネットやソーシャルメディアなどの新しい形
の暴力も課題として指摘している。

開発協力における優先事項として女性に対する暴力を挙げている国も少なくなく、ベル
ギーはアプリやクラウドを使った取り組みを事例として挙げている。

女性に対する暴力(VAW)という用語を用いるか、ジェンダーに基づく暴力(GBV)と言
うかは、性的マイノリティや SOGI に基づく差別に対する認識と関係するのではないかと考
えたが、VNR では必ずしも厳密に使い分けられてはいない。例えばマレーシアの VNR は

LGBTの人びとには触れていないが GBV を用いている。

因みに、VNR で LGBT、LGBTI、LGBTQ⁽²³⁾の人びとや SOGI に言及しているのは、EU のうちの 5 カ国とアジアではネパールの合計 6 カ国である。なお、イタリアは性的指向(sexual orientation)という言葉を用いている。アジアの VNR の中にも性的マイノリティに言及している国があることは、これに対する認識と受容の世界的広がりを示していると言える。

日本の VNR では、VAW/GBV についての言及は、NGO/NPO が「ジェンダー平等や女性に対する暴力の撤廃、女性の健康と権利などジェンダーにかかわる課題」に取り組んでいる、との表現にとどまっており SDGs を通して推進するとの意欲はうかがえない⁽²⁴⁾。

(5) 教育および健康

教育および健康に関し、ヨーロッパの先進国では、国内では取り残されがちな人びとの課題として、また開発協力において重視される傾向がある。これに対して、アジアの VNR では開発努力の成果として言及されていることが多い。むろんまだ課題も残っており、例えばインドでは、女子への自転車支給により中等教育の中退を減らした例、「女兒を救い、女兒に教育を」という女の嬰兒墮胎と教育を結びつけたキャンペーンなどの取り組みを紹介している。

健康に関して健康課題全般にジェンダー視点を統合する努力は明示的ではなく、女性に関しては出産、妊産婦死亡率などの母子保健分野に集中している。その中には妊婦の出産に関する交通手当の支給（ネパール）のような具体的な取り組みも紹介されている。

性と生殖に関する健康と権利（SRHR）に関して、マレーシアの VNR で、対象に若者を含む性と生殖に関する健康（SRH）に関する調査結果を詳述しているのは注目に値する。SRHR に関連して、デンマーク、ポルトガル、インドネシアでは包括的性教育に言及しており、ポルトガルは国際的に議論の多い中絶の合法化にも言及している。オランダ、ベルギー、デンマーク、スウェーデンといった北欧の国々は SRHR を開発協力における重要分野としているが、日本は NPO・NGO が取り組んでいるとの記述に終わっている。

(6) ジェンダー規範に基づく慣習

ジェンダー規範に基づく慣習として、バングラデシュ、インドネシア、インドと複数の国で児童婚に言及している。女性性器切除（FGM）に言及しているのはポルトガルのみである。また、ベルギー、マレーシアは、家族内での性別役割分担をジェンダー規範に基づく慣習としている。

3. ジェンダー視点の主流化

ジェンダー主流化は国家開発戦略や SDGs の推進にいかんにかんじてジェンダー視点を統合するかである。SDGs の実施にジェンダー視点の主流化は必要としていても、実際に持続可能な開発にかかわる幅広い分野の取り組みにジェンダーの視点を統合しているものは少ない。

以下では、①VNRにおけるジェンダー主流化への言及とSDGsの実施における位置づけ、②ジェンダー予算、③目標5以外の目標におけるジェンダー視点の統合を軸にまとめる。

(1) VNRでのジェンダー主流化への言及とSDGsの実施における位置づけ

VNRでジェンダー主流化という文言を用いているのは、ベルギー、ポルトガル、スウェーデン、インドネシア、マレーシア、日本の6カ国である。うち日本は、前述のとおり実施指針に書いてあるとの紹介に過ぎず、マレーシアはジェンダー主流化を今後の課題としているものの、同じ項目の下に質の高い幼児教育へのアクセスの向上も含まれており定義が不明確なところがある。

ジェンダー主流化に言及している日本、マレーシア以外の4カ国では、SDGsの実施と関連づけており、例えば、ポルトガルではジェンダー主流化政策は2030アジェンダの実施原則であると、根幹に位置づけられている。

(2) ジェンダー予算

VNRでジェンダー予算またはジェンダー対応予算に言及しているのは6カ国である。このうちジェンダー主流化の手段として位置づけているのはポルトガル、スウェーデン、インドネシアの3カ国で、ポルトガルはジェンダー予算を国の予算にジェンダー視点を統合するためのものとしており、スウェーデンもジェンダー予算をジェンダー主流化の道具と規定している。インドネシアは財務省の主導によりジェンダー対応予算を国家開発計画に組み込んでいる。

他方、ジェンダー主流化という文言は用いていないがジェンダー対応予算に言及しているのはネパール、タイ、イタリアの3カ国で、ネパールではジェンダー平等推進のための制度として国家企画委員会と財務省により、タイは憲法に基づいて自治体レベルで実施されている。イタリアでは政策の性別影響評価を公的支出監視手段として位置づけている。

以上のことから、ジェンダー主流化の手段としての位置づけがなくても、憲法などの法律制度によりジェンダー対応予算が実施されていることが分かる。

(3) 目標5以外の目標でのジェンダー視点の統合

目標5以外の目標でのジェンダー視点の統合は、たとえジェンダー主流化を掲げていても十分に行われているとは言えない。目標5以外の16の目標へのジェンダー視点の統合についてみると、最も多くの目標でジェンダーや性別に言及しているのは、スウェーデンで17の目標のうち11の目標で言及している。また、ベルギーもデジタル経済の推進に伴う柔軟な働き方の導入や交通改革への取り組みでジェンダー視点の統合が必要との認識を示し、開発協力でも難民キャンプ支援におけるジェンダー視点の必要性に言及している。ポルトガルも公共交通に関し行動やニーズに関するジェンダー分析が必要と見ている。それぞれの事例は非常に参考になるものであるが、目標5以外の目標へのジェンダー視点の統合は散発的で、2030アジェンダが求めているような系統的、組織的なものではない。

VNR でジェンダー主流化という文言を用いていなくても、オランダは、ジェンダー外交を掲げ、開発協力を通じてジェンダー視点を含めようとしている。イタリアも人道支援における女性の地位にも言及している。しかしこれらの国においても、開発協力と目標5を除いた目標ではジェンダー視点はほとんど含まれていない。

多くのVNRでは第4次産業革命やデジタル化を開発の方向として挙げている。しかし、デジタル技能やアクセスにおけるジェンダー格差にはバングラデシュなどわずかな事例を除いては触れられていない。また、若者の失業を課題としながらジェンダー別の違いには注目しておらず、人身取引や子どもポルノに言及しながらジェンダーには触れられていないなど、触れられていないことの方が多い。

特に問題なのは、ほとんどのVNRで環境分野の目標で言及されていないことである。ジェンダー主流化が組織的に行われていない理由の一つは指標で性別データが要求されていないことにあると思われる。前述のように環境分野の目標のターゲットや指標に性別データや女性が含まれていない。今後、環境目標をはじめ、すべての指標に性別データを含める必要があることを示唆している。このことは、今後SDGsの地域での実施（ローカル化）の進展に伴いますますます重要になるとと思われる。

4. 「誰一人取り残さない」に関するジェンダー視点

「誰一人取り残さない」は2030アジェンダの理念である。この実現に関してジェンダー視点はどうか統合されているのか。EUのVNRでは取り残される危険のある人びととして、複合的差別を抱える人びと、障害者、少数民族、低教育層、移民、子どものいるひとり親、LGBTIの人びと、移民の若者、セックスワーカー、ロマの移民女性などを挙げており、その中に困難を抱えた女性を含めている。

アジアのVNRでは貧困者、障害者、高齢者、少数民族が共通して挙がっているが、性別への言及は非常に少ない。マレーシアのVNRが貧困層を「B40 コミュニティ」として、うち女性世帯主は19.3%と性別データを挙げているのは例外的といえる。

これに関して、バングラデシュが、デジタル・バングラデシュを掲げて進める中、デジタル化の波からこぼれる危険のある人びとを脆弱層としているのは注目に値する。バングラデシュでは農民、極度の貧困者、災害の被災者、社会保障受給者などの困窮者に対し、銀行口座と携帯電話を組み合わせた金融サービスへのアクセスを提供している。また、障害者に対する、e-サービス、ウェブ、ICTを使ったセラピーも導入している。これに関連して農村にデジタルセンターを設置、男女の社会起業家に運営させている。このバングラデシュの、デジタル化の促進にあたっての「誰一人取り残さない」取り組みとそれへのジェンダー視点の統合は、「ソサエティ5.0」を掲げSDGsを通じてデジタル化を進めようとしている日本をはじめとする多くの国にとって参考になりそうである。デジタルアクセスに対するジェンダーおよび世代間格差は、途上国だけでなく先進国においても共通の課題

である。

5. ステークホルダー、市民社会組織(CSO)の参加とジェンダー視点

2030 アジェンダが VNR のレビューにおける CSO を含むステークホルダーの参加を求めていることから、ほとんどの VNR はその作成過程でステークホルダーと協議したことに言及しており、VNR にステークホルダーによるレビューを添付しているものもある。しかし、CSO における女性グループの役割に関しては、ベルギー、ポルトガル、ネパール、バングラデシュで、女性グループが CSO の取りまとめの一角を担っていることに触れられているものの、いずれの国においても、VNR のレビューにおける CSO の関与がどのようにジェンダー視点の推進に貢献したかについては、明示的に述べられていない。この点について日本では、NGO/NPO が「ジェンダー平等や女性に対する暴力の撤廃、女性の健康と権利などジェンダーにかかわる課題」に取り組んでいるとの認識が示されている。

6. 開発協力

日本を含む OECD 諸国は総じて国際分野におけるジェンダー平等の推進には積極的である。特に、EU では教育、経済的エンパワーメント、母子保健、水と衛生へのアクセスなどと共に、SRHR の推進、GBV 撲滅、パートナーを選ぶ自由、性的権利、LGBTI の人びとの権利、紛争解決および平和構築における女性の参加など、人道、人権を前面にジェンダー平等を推進するとの立場を鮮明にしている。その具体的な事例として、メンタルケア、アプリを使った性暴力加害者処罰に必要な証拠保存活動支援、難民キャンプ支援におけるジェンダー視点の統合など、海外の NGO や女性団体との協力に基づく特徴的な活動を紹介している。

日本は開発協力を通じて、途上国におけるジェンダー平等の推進ではなく女性活躍の促進を掲げており、事例として日本の NGO による途上国の女性団体をパートナーとした教育分野の取り組みを紹介している。

アジアの国々も近隣国や後発途上国に対して開発協力を行っており、インド、インドネシア、マレーシア、タイの VNR では、二国間および南南三角協力、ASEAN や SAAC などの地域協力の枠組みを通じて、貧困削減、環境、技術協力、資金協力などのさまざまな得意分野で途上国支援を行っていることが述べられている。しかしアジアの国々の中で開発協力に関し、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに触れている国はない。

アジアの国々は同時に開発協力の受取国でもある。多くの国は SDGs を達成に必要な資金ギャップを埋めるためのアディスアベバ行動目標⁽²⁵⁾や ODA の GNI 比 0.7%目標の重要性、技術移転、貿易や投資の意義に触れている。しかしこれらの外部資金のジェンダー格差解消や女性のエンパワーメントにおける重要性に言及しているのはネパールのみである。OECD 諸国が、開発協力を通じてジェンダー平等や女性のエンパワーメントに貢献してい

ることを強調していることに対応した、受け取り国における実施の視点からの評価の必要性を示唆している。

第7章 結論

1. SDGs の実施をジェンダー平等推進の機会とするために

日本を含む多くの VNR が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは SDGs の実施にとって重要ととらえており、SDGs はジェンダー平等推進の新しい機会となっていることが分かる。また、HLPF のような形で定期的レビューやモニタリングがしくみとして組み込まれていることは実施の見える化を促すものであり、特に、VNR は各国の取り組み事例の宝庫であり、大いに活用できそうである。

課題はジェンダー視点の主流化、なかでも目標 5 ジェンダー平等以外の目標におけるジェンダー視点の統合である。分析した 13 の VNR ではジェンダー平等に関する記述のほとんどは目標 5 の枠内で行われており、辛うじていくつかの VNR で目標 5 以外の目標で言及されているものの、数えるほどに過ぎない。多くの国々が SDGs を通じて推進しようとしている、持続可能で包摂的、循環型の新しい経済の構築とジェンダー平等との関連づけは全くと言っていいほど行われていない。特に、地球環境保全へのジェンダー視点の統合は急務である。あらゆる目標へのジェンダー視点の統合という点からは、残念ながら EU の国々もモデルとは言えない。

アジアの国々についても、国による違いはあるものの、開発の主流へのジェンダー視点の統合に関する道のりは遠い。そのような中、後発開発途上国であるバングラデシュが、デジタル化を進めるにあたり、農村のデジタルセンターに男女の起業家を配置するなどして、デジタル分野でのジェンダー格差を縮める工夫をしていることは興味深い。ジェンダー主流化に関しては、どの国もまだスタート地点にいるということでもある。

多少でもジェンダー主流化が進んでいる国には何か共通する特徴があるのだろうか？意思決定や指導的地位への女性の参画は一つの特徴といえそうである。EU の国々については、決定参画におけるジェンダー平等の促進は GGGI の順位に代表されるとおりであるが、アジアの国々についても、例えばバングラデシュは GGGI の政治的エンパワーメント指数では世界 144 カ国中 7 位である。ネパールは GGGI の順位は高くないが、全国 600 万人の会員を擁し GDP の 18% を算出している協同組合の会員および指導的地位にある人の半数は女性とのことである。このネパールやバングラデシュのデジタルセンターの事例は、ジェンダー平等が言葉だけでなく草の根でも実践されていることを意味しており、それが社会を動かす力となっていることを示唆している。

政府による自発的な調査や統計データの提示も、政府のジェンダー主流化への取り組み姿勢を示すものといえる。インドネシアにおける VAW/GBV に関する大規模な全国調査やマレーシアの VNR で紹介された SRH に関する詳細な調査はその好例である。EU、アジ

アを問わず VNR の付録として統計データを掲載している国も少なくない。指標にジェンダー要素が含まれていない目標でのジェンダーへの言及は少ないことから、今後これらの分野の指標に性別データや女性に関するデータを含めることも課題である。

VNR で示された各国のレビューは、事例の宝庫であり大いに活用できそうである。その意味では、蟹江が述べるように、法的拘束力は持たないが、SDGs は新しいグローバルガバナンスの可能性を示しているのかもしれない（蟹江 2017:1）。

2. 日本におけるジェンダー平等を推進するために

日本の VNR では、日本は「持続可能で強靱、そして経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」とうたわれているが、VNR からみると日本の SDGs への取り組みは先駆者にはほど遠い。以下に日本の取り組むべきヒントが導き出される。

- ① ジェンダー平等が不可欠という実施指針で書かれた原則を形にするための制度的強化。例えば、現在は 48 分の 1 の重みしか与えられていないジェンダー平等に関する事項を実施指針の優先課題の一つに格上げすることは考えられる。また、ナショナルマシーナリーなどジェンダー平等の政策と推進を担う部署との可視的な形での連携も重要である。
- ② VNR で取り上げられた女性活躍だけでなく、より幅広く、女性の決定参画、VAW/GBV やハラスメント、無報酬労働の再分配など、ジェンダー平等の実現を妨げている社会的課題に取り組むとの政治的意思を示すとともに、それを確かにするための制度的仕組みや財政的裏付けが必要である。
- ③ すべての優先課題にジェンダー視点での取り組みを含める。特に、SDGs アクションプラン 2018 でうたっている Society5.0 の実現にあたりジェンダー視点を主流化する。
- ④ 「誰一人取り残さない」という 2030 アジェンダの理念の実現を重視し、ジェンダー視点を統合する。特に、デジタルデバイドにより取り残されがちな人びととして、貧しいシングルマザーや高齢女性、性暴力被害者、女性移住労働者などについて言及する。
- ⑤ すべての指標に性別統計を作成する。

あとがき

本研究着手時の意図にもかかわらずできていないことがいくつかある。第 1 に、政府の

記述である VNR と対比させる形で現状や市民社会等によるオルタナティブなレビューと照合することである。これは当該国についての予備知識がある複数の人が、手分けして取り組む方が効果的と思われる。2019年9月の HLPF は、SDGs 開始後初めての国連総会議における包括的なレビューとなることから、その機会を利用して分担しながら行えるとよいのではないかと考えている。

第2に、本稿はモニタリングに必要な指標の分析に踏み込めていない。現在世界的に SDGs の地域での実施フェーズに移りつつあることから、グローバルな指標とは別の地域毎の指標の可能性も考えられる。どのような指標が可能であり、適切なのか、グローバル指標との関連性も含めて、また北九州市における取り組みも含めて、さらなる研究が必要とされている。

第3に、本研究の主な関心事であった日本におけるジェンダー主流化を進めるための手がかりについても、本研究は直ちに実践に役立つ成果を示すには至っていない。SDGs の推進におけるジェンダー視点の位置づけの重要性を前提として、実施のしくみ、予算、実態に関してもさらなる分析が必要である。今後の課題としたい。

謝 辞

まず、本研究の機会を下さった公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラムに感謝申し上げます。この機会がなければ、VNR をじっくり読むことはできなかつたろう。

次に、『アジア女性研究』の査読者の方に心よりお礼申し上げます。本研究の報告書に先立って執筆した『アジア女性研究』の原稿に関し、詳細なコメントを頂き、報告書の再構成をはじめ根本的な見直しを行うことができた。査読者のコメントを通してのご指導に感謝申し上げます。

筆者は SDGs に関するアドボカシー活動をしているネットワークの末端に連なっており、実践的関心から、SDGs の全目標にジェンダーの視点から提案をするための研究成果を希求してきた。今後より多くの成果が生み出され、活動に役立つことを願ってやまない。

注釈

(1)外務省仮訳 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

(2)重複を除くと 232。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000470374.pdf

(3)「自国が決定する貢献」(nationally determined contribution: NDC)

(4)理系教育の総称。STEM は Science, Technology, Engineering and Mathematics の略。

- (5)ESG は、Environment, Social, Governance の略。環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視・選別して投資を行うこと。
- (6)「国連ビジネスと人権に関する指導原則」2011年の第17回人権理事会に提出され、関連の決議において支持された基準。国別行動計画を策定している。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html
- (7)えるぼし認定とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき女性活躍を推進する企業に与えられる認定制度で、公共調達において加点評価される。
- (8)くるみん認定、プラチナくるみん認定は次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請によって、厚生労働大臣より「子育てサポート企業」として受けることができる認定。プラチナくるみん認定はくるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取り組みを行っている企業を評価するしくみ。
- (9)市民社会による国別報告は18、課題別は6。所在は <https://action4sd.org/major-groups/hlpf/>
- (10)Critical milestones towards coherent, efficient and inclusive follow-up and review at the global level, A/70/684 の Annex. (https://digitallibrary.un.org/record/819767/files/A_70_684-EN.pdf) 改訂版
<https://undg.org/wp-content/uploads/2017/03/Guidelines-to-Support-Country-Reporting-on-SDGs-1.pdf>
- (11)<https://sustainabledevelopment.un.org/vnrs/>
- (12)European Commission (2016) Next steps for a sustainable European future European action for sustainability: European action for sustainability: 13.
- (13)43カ国の言語別内訳は、英語(30)、スペイン語(9)、フランス語(3)、ロシア語(1)。
- (14)9つのメジャーグループは①女性、②子どもと若者、③先住民、④NGO、⑤地方自治体、⑥労働者および労働組合、⑦産業界、⑧科学技術コミュニティ、⑨農民。その他のステークホルダーは、⑩地域社会組織、⑪ボランティアグループと財団、⑫移民と家族、⑬高齢者、⑭障害者。
<https://sustainabledevelopment.un.org/aboutmajorgroups.html>
- (15)重複を除くと232。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000470374.pdf
- (16)2018年12月31日時点では、Tier I 指標101、Tier II 指標84、Tier III 指標41、複数のTierに重複している指標6、合計232。
- (17)https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/entakukaigi_dai1/siryoul.pdf
- (18)https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/action_plan_2018.pdf
- (19)<https://www.sdgs-japan.net/sdgs-1>
- (20)「ハイレベル政治フォーラムに向けた日本市民社会レポート」
<https://drive.google.com/file/d/0BxbtK2dVB113a1dreXNFcVZvb1E/view>
- (21)https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page1_000359.html なお、2017年7月のHLPFにおける岸田

外務大臣（当時）によるプレゼンテーションでも、水分野での国際協力として北九州市の取り組みが紹介された。

(22)Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender/ Transsexual and Intersex People の略。

(23)Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Intersex, Queer の略。「Q」は「Questioning（疑問）または Queer（奇妙な、独特の）」の頭文字で、「LGBT」のどこにも当てはまらない、決めかねているといった場合に使われる。（出典 文京区『性自認および性的指向に関する対応指針案』

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0122/5725/201612295642.pdf>)

1. (24)その後アクションプラン 2018 では、優先課題⑦【主な取組】：平和と安全・安心の社会に女性に対するあらゆる暴力の根絶が含まれた。

(25)アディスアベバ行動目標は 2015 年 7 月エチオピアのアディスアベバで開催された第 3 回開発資金国際会議の決定事項。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page22_002123.html

参考文献

アジア女性資料センター(2015) 「特集 持続可能な開発目標(SDGs)と女性のエンパワーメント」『わたちの 21 世紀』第 84 号、4-24。

足達英一郎・村上芽・橋爪麻紀子(2018)『ビジネスパーソンのための SDGs 教科書』日経 BP 社。

稲場雅紀(2018)「市民社会の役割」高柳・大橋編『SDGs を学ぶ—国際開発・国際協力入門』法律文化社、243-259。

SDGs 市民社会ネットワーク(2017)『基本解説 そうだったのか。SDGs』SDGs 市民社会ネットワーク。

エレノア・ボロムストロム(2015)「持続可能な開発目標の策定における女性 NGO が果たした役割」『わたちの 21 世紀』第 84 号、10-15。

沖大幹・小野田真二・黒田かをり・笹谷秀光・佐藤真久・吉田哲郎(2018)『SDGs の基礎』学校法人先端教育機構事業構想大学院大学出版部、販売 宣伝会議。

織田由紀子(2012)「リオ+20 への女性グループからのインプット」『季刊環境研究』第 166 号、82-90。

織田由紀子(2017)「SDGs におけるジェンダー課題」『国際女性』第 31 号、106-110。

蟹江憲史編著(2017)『持続可能な開発目標とは何か—2030 年へ向けた変革のアジェンダー』ミネルヴァ書房。

黒田かをり(2018)「持続可能な公共調達から考える」沖ほか著『SDGs の基礎』学校法人先端教育機構事業構想大学院大学出版部、販売 宣伝会議、119-142。

笹谷秀光(2018)「企業における SDGs 戦略」『SDGs の基礎』学校法人先端教育機構事業構想大学院大学出版部、販売 宣伝会議、53-92。

高柳彰夫(2018)「SDGs は世界と日本をどう変えるか—成果と今後の課題」『SDGs を学ぶ—国際開発・国際協力入門』法律文化社、260-265。

高柳彰夫・大橋正明編(2018)『SDGs を学ぶ—国際開発・国際協力入門』法律文化社。

田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編著(2016)『SDGs と開発教育』学文社。

田中雅子(2018)「ジェンダー平等、女性と女の子のエンパワーメント—SDG 5」高柳・大橋編『SDGsを学ぶ—国際開発・国際協力入門』法律文化社、81-99。

浜名弘明(2017)『持続可能な開発目標 (SDGs) と開発資金—開発援助レジームの変容の中で—』文眞堂

堀内光子(2017)「女性差別撤廃条約と SDGs」『国際女性』第 31 号、101-105。

三輪敦子(2016)「ジェンダー」田中治彦・三宅隆史・湯本浩之編著『SDGs と開発教育』学文社、235-254。

Canadian Council for International Co-operation (CCCIC) (2018) Progressing national SDGs implementation: An independent assessment of the voluntary national review reports submitted to the United Nations High-level Political Forum on Sustainable Development in 2017
<https://ccic.ca/wp-content/uploads/bsk-pdf-manager/2018/05/Full-report-Eng.pdf> (last accessed 30 November 2018)

Division for Sustainable Development (DSD), Department of Economic and Social Affairs (DESA), United Nations (2017) *2017 Voluntary National Reviews: Compilation of Main Messages*.
https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/17035Compilation_of_Main_Messages_from_2017_VNRs.pdf (last accessed 30 August 2018)

Division for Sustainable Development (DSD), Department of Economic and Social Affairs (DESA), United Nations (2018) *Synthesis of Voluntary National Reviews 2017*
https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/17109Synthesis_Report_VNRs_2017.pdf (last accessed 30 August 2018)

Gabizon, Sascha (2016), 'Women's Movements' Engagement in the SDGs: Lessons Learned from the Women's Major Group', *Gender & Development*, vol. 24, no. 1, 99-110.

Kanie, N. and Bierman, F. (eds.) (2017) *Governing through Goals: Sustainable Development Goals as Governance Innovation*, Massachusetts Institute of Technology.

Together 2030 (2017), *Voluntary National Reviews: What are Countries Prioritizing? A review of 'main messages' from volunteer countries presented for the 2017 Session of the UN High Level Political Forum on Sustainable Development*
https://www.together2030.org/wp-content/uploads/2017/07/FINAL-Together-2030_VNR-Main-Messages-Review-2017.pdf

World Economic Forum (2017), *The Global Gender Gap Report 2017*

VNR

Eradicating Poverty and Promoting Prosperity in a Changing World, Voluntary National Review (VNR), 2017 (Bangladesh)
<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/15826Bangladesh.pdf> (last accessed 30 October 2018)

Japan's Voluntary National Review Report on the implementation of the Sustainable Development Goals <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16445JapanVNR2017.pdf> (last accessed 30 August 2018) 日本語版は <https://www.mofa.go.jp/files/000277580.pdf>

Malaysia Sustainable Development Goals Voluntary National Review 2017
<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/15881Malaysia.pdf> (last accessed 30 October 2018)

National Review of Sustainable Development Goals (Nepal)
<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16513Nepal.pdf> (last accessed 30

October 2018)

National Report on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development, Portugal

https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/15766Portugal2017_EN.pdf (last accessed 30 August 2018)

Pathways to Sustainable Development, First Belgian National Voluntary Review on the Implementation of the 2030 Agenda

https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/15721Belgium_Rev.pdf (last accessed 30 August 2018)

Report for the Voluntary National Review, Denmark's implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development

<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16013Denmark.pdf> (last accessed 30 August 2018)

Sweden and the 2030 Agenda — Report to the UN High Level Political Forum 2017 on Sustainable Development

<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16033Sweden.pdf> (last accessed 30 August 2018)

Thailand's Voluntary National Review on the Implementation of the 2030 Agenda for Sustainable Development

<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16147Thailand.pdf> (last accessed 30 October 2018)

Voluntary National Review (VNR): Eradicating Poverty and Promoting Prosperity in a Changing World (Indonesia)

<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/15705Indonesia.pdf> (last accessed 30 October 2018)

Voluntary National Review Report on Implementation of Sustainable Development Goals (India)

<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16693India.pdf> (last accessed 30 October 2018)

Voluntary National Review, Italy National Sustainable Development Strategy

<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16341Italy.pdf> (last accessed 30 August 2018)

Voluntary National Review of the Kingdom of the Netherlands on the implementation of the Sustainable Development Goals

<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/16109Netherlands.pdf> (last accessed 30 August 2018)
